

会議録・令和3年9月7日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和3年8月30日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 9月7日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 山 口 隆 弘
議 会 書 記 肥留間 晴 美 家城 和 司 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 青 木 大 輔
生活環境課長 西 尾 仁 志 福祉ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

13番 樋口文隆

14番 高橋浩司

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回明和町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

13番 樋口文隆 議員

14番 高橋浩司 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの10日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(伊豆 千夜子) 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております5月、6月、7月分の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(伊豆 千夜子) 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

(町長 世古口哲哉 登壇)

○町長(世古口 哲哉) おはようございます。

令和3年第3回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、ただいまは本定例会の会期を10日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになりました方々のご冥福と、罹患された方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆様をはじめとする多くの関係機関の皆様には、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

国内では、新規感染者数がこれまでにないほど爆発的に増加しています。明和町においても、8月以降で9月5日までの新規感染者数が52人と厳しい状況が続いています。一日も早くこの感染拡大の波を抑え込まなければなりません。

三重県下全域でより強い対策を実施するとともに、これ以上の感染拡大を抑え込むため、8月21日に三重県から政府に対し、緊急事態宣言の発令が要請され、8月25日に適用されることが決定されました。これを受け、明和町といたしましても、三重県が示す指針、「三重県緊急事態措置」や取組を基準にして、緊急事態宣言の期間は公共施設等の休館や閉鎖などをいたしました。また、小中学校においては、夏休み明けの9月1日から12日までの期間中は、午前中授業で給食はなし、部活動も中止とし、幼稚園と認定こども園の幼稚園部は、夏休み期間を延長するなどの措置を講じているところです。

町民の皆様のワクチン接種の状況につきましては、9月1日現在、65歳以上の方で1回目の接種を終えた方の割合が89.4%、2回目の接種を終えた方の割合が87.5%でございます。また、12歳から64歳までの方につきましては、1回目の接種を終えた方の割合が35.4%、2回目の接種を終えた方の割合が25.3%という状況でございます。

国からのワクチン供給量に合わせて接種計画を見直しながら進めておりますことから、医療関係者の皆様には多大なるご苦勞をおかけしているところではありますが、深いご理解とご協力を賜っておりますことに感謝を申し上げながら、

できるだけ早く希望者全員の接種を完了できるよう取り組んでまいります。

この苦しい状況の中、ご自身や大切な人の命と健康を守るため、長期にわたり感染防止対策に取り組んでいただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後も三重県など関係機関と連携しながら、感染拡大防止に向け、全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、政府は、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとして、「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示しました。その中で、歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。そして、経済成長を生み出す4つの原動力の推進として、「グリーン社会の実現」、「デジタル化の加速」、「地方の活性化」、「子育て支援」を掲げています。

また、三重県においては、「第三次三重県行財政改革取組」で、国の支出金等の積極的な活用などにより一層の歳入確保に取り組み、歳出面においては、特に公債費、社会保障関係経費、人件費などの経常的支出の抑制を図る取組を継続するとしています。

これらを受け、町では先日、幹部職員を対象に令和4年度の当初予算説明会を開催しました。昨年度に策定した財政健全化プランの基本理念に掲げる「選択と集中」による施策の重点化及び効率化を図りながら、「持続可能」な財政運営を目指すこと、そして、「歳入確保」や「歳出抑制の推進」などの基本方針を念頭に置きながら、各部署において国・県の動向をしっかりと把握し、必要な事業等を十分精査した上で、新年度の予算要求に臨むよう指示したところです。

それでは、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

6月7日、夜間自習塾「明和学びの里」の開塾式が中央公民館で行われました。この日は、明和中学校の1年生から3年生の生徒36名が参加して、県内の大学に通う7名の大学生と「明和学びの里」地域サポーターの3名が生徒たちの学習を支援しました。この塾で地域の人とのつながりをつくっていただくとともに、家庭での学習習慣を身につけてもらうことを期待しています。

6月17日、明和中学校の体育祭が学年別に行われ、クラス対抗の長縄跳びや全員リレーなどの競技が行われました。新型コロナウイルス感染防止対策として無観客での開催となりましたが、生徒たちは全力で競い、応援し、盛り上がりを見せていました。

6月24日、「社会を明るくする運動」強調月間を前に、多気郡保護司会の皆様が明和町役場にお越しになり、「内閣総理大臣からのメッセージ」を伝達していただきました。社会を明るくする運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、今年で71回目を迎えます。明るい社会づくりを広く呼びかけ、様々な活動に取り組んでいただいている保護司の皆様に、心から敬意を表します。

6月28日と29日に、松阪市飯南町のキャンプ場「リバーサイド茶倉」で松阪地区広域消防による水難事故を想定した捜索訓練が行われ、明和町ドローン隊「AIRIS」のメンバーが参加しました。AIRISのメンバーは、河川上空でドローンを操縦するときの注意点やポイントなどの指導を受けました。今後も技術向上に努め、災害や事故等の現場において訓練の成果を発揮し、活躍する隊に成長することを期待しております。

7月1日、竹川の祓川に架かる神宮橋が開通しました。この事業は、明和町歴史的風致維持向上計画に位置づけており、史跡内の散策道などとして活用するため整備したもので、幅3m、長さ22.4mの木橋をイメージした橋です。今後も同計画に基づき、神宮橋周辺の整備を引き続き行っていく予定としております。

7月1日から令和4年3月31日まで、インスタグラムで明和町の魅力を発信していただくために、情報発信力の高いインスタグラムユーザー3名を明和町公認の「めいわインスタグラマー」に委嘱しました。「#伊勢の入り口明和町」をキーワードに、明和町の魅力をどんどん発信していただくことによって、明和町への誘客を図っていきたいと考えています。皆さんの活躍に期待しています。

7月3日、大淀ふれあいキャンプ場で観光協会主催の安全祈願祭が行われ、参列者が海岸やキャンプ場の利用者の安全を祈願しました。キャンプの利用はもちろん、ワーケーションの活用も視野に施設を整備しましたので、多くの人に利用してもらえたらと思います。

7月8日、小学校区再編に伴う新しい小学校等の建設に係る基本構想について考える第1回明和町立小学校等建設検討委員会を開催しました。この検討委員会は、学校教諭やPTA、学校評議員の14名で構成し、また、三重大学大学院の大月淳教授にアドバイザーを務めていただいています。この日は、委員長、副委員長の選出や基本構想策定に向けての基本的な考え方などについての説明及び議論を行いました。今後も検討委員会で議論、検討を行い、町民の皆様への説明会を開催し、ご意見をお聞きした上で、新小学校等の基本構想をまとめていきます。

7月20日、持続可能な地域づくりなどを目指した活動推進のための相互連携を結ぶために、多気町のヴィソン多気で連携協定締結式が行われました。この日は、スーパーシティ構想で連携する明和町、多気町、大台町、度会町、大紀町、紀北町に加えて、日本航空株式会社様とヴィソン多気株式会社様が参加し、連携協定書の調印などが行われました。協定の内容は、「食」「観光振興」「ホスピタリティ」「次世代アカデミー」の項目において連携強化を図り、それぞれが持つ「人的」「物的」そして「知的資源」を有効活用するものです。今回の調印を生かしながら、引き続き観光振興、地域活性化を目指した取組を進めていきます。

8月4日、明和町で2年間にわたりALT（外国語指導助手）を務めたアンドリュー・フランシス・シムスさんが退任されました。令和元年8月5日に就任以来、大淀小学校、下御糸小学校、斎宮小学校で授業や休憩時間の交流を通して、子どもたちに英語の楽しさを伝えていただきました。また、コロナ禍において学校が休校になった際には、子どもたちに英語から離れてほしくないという願いを込めて動画配信を行うなど、精力的に活動していただきました。明和町の子どもたちのために頑張ってください、本当に感謝しております。

8月4日、鈴木県知事と地域の課題などについて意見を交わす「1対1対談」をいつきのみや歴史体験館で行いました。「米価の下落が懸念される稲作農家への県独自の支援」や「笹笛川の下流域住民の避難判断や不安解消につなげるための危機管理型水位計の設置や浚渫の実施」、また「史跡斎宮跡の支援やいつきのみや歴史体験館の施設修繕」など7項目について対談し、要望を行いました。

8月15日、東京2020パラリンピックの聖火の元となる火を採火するイベントが障害者福祉サービス事業所「ありんこ」で行われました。参加者が木炭に火をつけた後、青、赤、緑色のパラリンピックシンボルマークカラーのろうそくへと火を移しました。共生社会への願いが込められた明和町の火をパラリンピックの聖火に灯していただくことができました。

9月1日、新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として配布した明和町いきいき商品券の使用期間が始まりました。町民の皆様の生活支援に、また、明和町の地域経済の活性化につなげていただきたいと思います。

なお、例年これらの時期に開催されてきたたくさんの行事が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や延期となりました。このことは本当に残念なことであります。中でも、皆様にご案内を重ねてきた三重とこわか国体・三重とこわか大会に関しては、今般、両大会の中止が正式に決定されました。両大会を目指して努力を重ねてこられた皆様、開催を支えるべくご尽力いただいた全ての関係者の皆様、そして両大会を地域で応援していただいた住民の皆様に、

これまでのご協力に対するお礼を申し上げます。一日も早く様々な行事等を無事に開催できるよう、このコロナ禍が終焉することを心から願うばかりです。

次に、本定例会の上程議案につきましては、教育委員会委員の任命同意が2件、専決処分した事件の承認が2件、条例の一部改正が2件、令和2年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、令和3年度一般会計補正予算ほか5つの特別会計、水道事業会計補正予算、そして、令和2年度の各会計の決算認定をお願いすることとしています。

今後も町民の皆様が安全安心に、日々充実した暮らしを営んでいただけるよう、最大限の努力をしてみたいと思いますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第5 「一般質問」を行います。

なお、本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議場の議員の人数を午前と午後に分け調整させていただきます。

午前中につきましては、奥山幸洋議員、乾健郎議員、阪井勇男議員、下井清史議員、田邊ひとみ議員、北岡泰議員、樋口文隆議員、高橋浩司議員以外は退出いただき、委員会室で音声のみの傍聴をお願いいたします。

また、午後につきましては、松本忍議員、江京子議員、田邊ひとみ議員、綿民和子議員、山内理議員、中井啓悟議員、樋口文隆議員、高橋浩司議員は入室をお願いいたします。退出をお願いいたします。

一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思います。

14番 高橋 浩司 議員

○議長（伊豆 千夜子） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「安心して暮らせる町づくりについて」の1点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（14番 高橋 浩司議員 登壇）

○14番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、土砂災害の対策についてお尋ねいたします。

17年前の平成16年9月、三重県の旧宮川村で、台風21号の大雨、土砂崩れにより6名の方が亡くなり、1名がいまだに行方不明のままです。気がつけば毎年のように日本各地で台風や豪雨による洪水や土砂災害が発生しています。過去5年間だけでも、平成29年の九州北部豪雨、30年の西日本豪雨、令和元年8月豪雨、これらにより345名の方が犠牲となりました。

そして、今年の7月、熱海市で大規模な土石流が発生し、26名の尊い命が失われ、1名が行方不明のままとなり、また、8月には大雨による被害は32件、計388件の土砂災害が発生するなど、広範囲に被害が出ています。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

明和町では、災害に対する備えとして、これまで様々な防災対策を行ってきています。特に東日本大震災以降、大淀と下御糸小学校の校舎に津波避難用の外づけ階段を設置し、そして6基の津波避難タワーを整備しました。また、大雨による冠水、浸水対策として、河川に設置されている既設構造物を撤去するなど、積極的に対応してきています。

しかし、明和町で想定される災害は、地震、津波、洪水のほか土砂災害もあり、その対策も必要と考えます。山間部ではない明和町は、丘陵地が比較的少

なく、土砂災害とは無関係のように思われがちです。しかし、幸い、これまで人への直接的な被害はありませんが、町内においても何度か土砂崩れが発生しております。

全国各地で発生する土砂災害に対して、土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が対策工事が必要な区域を指定しています。明和町では平成29年に10か所の警戒区域及び特別警戒区域が指定され、その関連で、今年の6月から来年の2月にかけて、上村、岩内、有爾中、池村の4つの地域で現地調査が行われています。

そこで、質問いたします。明和町で指定されている警戒区域の現状と、近年起こった土砂災害の発生状況とその復旧方法をお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋浩司議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 高橋議員からのご質問にお答えします。

高橋議員のおっしゃるとおり、土砂災害は毎年のように全国で発生している状況です。近々では、7月3日に熱海市で大規模な土石流が発生しました。また、令和3年8月の大雨による被害状況等の速報では、全国の32都府県で計338件の土砂災害が発生し、人的被害または人家被害が確認されています。

今回の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、私のほうからも心からお悔やみを申し上げますとともに、全ての被災された皆様方に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第です。

国では、これまでの多くの土砂災害により、その発生メカニズム及び想定被害範囲について相当程度把握することが可能となつてはきたものの、そのほとんどが突発的に発生する特徴を有するものであるため、発生日時を正確に予知することはいまだに難しい状況です。

土砂災害はメカニズムにより大きく3つに分類され、土石流、地滑り、崖崩れに分けられます。土石流は明治30年に制定された砂防法、地滑りは昭和33年

に制定された地すべり等防止法、崖崩れは昭和44年に制定された急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律と、3つの法があります。災害はこれらが重複して起こることも多々あります。

平成11年6月29日に発生した広島災害で、土砂災害発生件数325件、死者24名となる大きな災害があり、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進基本にする土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が制定されたところです。

この法律の目的は、第1条に、「土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする」となっています。

高橋議員が先ほどご質問されたとおり、法律に基づき三重県が、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにするため、基礎調査が平成28年に行われ、土砂災害の発生原因となる自然現象の急傾斜地の崩壊箇所として、平成29年7月7日に池村地内、上村地内、有爾中地内の10か所が指定されました。調査結果については、平成26年8月豪雨による広島市での土砂災害等を踏まえ、県が実施する基礎調査の結果の公表を行い、住民等に対して早期に土砂災害の危険性を周知することとなり、明和町ではこれらを受けて、町ホームページにハザードマップ掲載と建築相談時の案内を開始いたしました。

現在、基礎調査の2回目が三重県により行われており、来年2月には終わる予定となっております。地元への調査の案内は、隣接している岩内自治会も含め案内を行っているところです。

指定地の斜面状況は、自然の急傾斜地は5か所、人工的に造られたと思われる急傾斜地が5か所となっています。人家に影響がある急傾斜地は8か所ございます。

これまでに近々で発生した土砂災害は、平成27年度、池村地内で1件、平成29年度に岩内地内で1件、上村地内で1件、池村地内で3件、有爾中地内で1件ありました。このうち指定土砂災害警戒区域内の土砂災害発生状況は、平成27年に1件、平成29年に2件でございます。

区域外の復旧方法については、基本は原型復旧で行いました。

さらに、災害の再発生防止のため、対策工事も併せて実施いたしました。

土砂災害警戒区域内の災害復旧工事については、平成28年から平成30年に実施をいたしました。施工方法は、コンクリート吹きつけによる法面保護及び土砂の撤去等を行ったところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員、再質問はございませんか。

○14番（高橋 浩司） 町長の答弁にあったように、平成30年に明和町土砂災害ハザードマップを作成し、その中でも特別警戒区域は、建造物が倒壊し、住民の生命、身体に著しい危険が生じる、危険のある地域とされております。

しかし、全国では建造物のない道路での車両や歩行者への被害も発生し、また、昨年の台風19号での土砂災害の約3割は指定区域外で発生し、4つの県で計10名が亡くなられております。その後も区域外での複数の犠牲者が出ており、専門家は、国の指定基準が甘く、危機管理者として国民への責任を果たしていないと指摘しています。そして、国も、この7月の熱海市での土石流を受け、土砂災害が起こる危険性の総点検を決めました。

町長は、先ほど突発的で予知が難しいというふうに答弁されました。確かに発生日時を正確に予測するというのは困難かも知れませんが、先ほど町長から答弁あったように、池村地区で27年に発生した箇所、これ27年に災害が発生し、翌年28年に改修工事を行っているんですけれども、28年改修したその翌年

の29年に同じ箇所、その隣の箇所がほぼ連続して同じような状況で土砂災害が起っています。このことに関しては、その箇所に何らかの兆候があり、予測、予防は可能やったと僕は思います。

改めてお聞きしますが、被災前やその後で指定区域及び指定区域外での災害への予防対策、そして発災時の住民への周知など、どう取り組んできたのかをお尋ねします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 明和町では、大きな災害が発生した平成29年台風では、指定区域外でも土砂災害がありました。全国的にも、土砂災害は土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所でも発生しています。

指定箇所以外の危険を発信するため、気象庁から発表する大雨警報（土砂災害）が平成20年3月から全都道府県で実施する体制となりました。

また、三重県では平成30年3月より三重県土砂災害情報提供システムの運用を開始し、降雨状況により土壌雨量指数から危険度を警戒レベル2から警戒レベル5の段階に、1キロメッシュで情報提供をしております。

さらに、令和3年6月2日より国が運営する防災アプリ「キキクル」により、土砂災害、浸水害、洪水災害の情報が簡単に閲覧でき、危険度の高まりを知らせるサービスも整備されましたので、周知を図る取組を行っております。

事前にある程度分かる台風などの場合には、タイムラインを作成し、直接関係住民への連絡と自治会長への連絡を行うこととなっています。台風時には直接見回りを実施し、土砂災害の早期発見に努めているところでございます。また、平時には、影響範囲に町道が含まれる法面の植生が、乱雑に伐採してしまうことにより、法面が崩壊する危険もあるので、町が委託した造園業者により、植生が安定するよう剪定、間引き等を行っておるところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

高橋議員、質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） 台風時に職員が見回り、早期発見するためにというのは、

職員も危険、事故、災害に巻き込まれるのはいかなので、台風、大雨が来るのは大体事前に分かっているんで、事前に行ってもらおうとか、台風が去った後、行ってもらおうとか、その前に危険箇所が分かっているんであれば、把握しているところを定期的に巡回してもらおうというのも必要かなと思います。

それで、先ほどの答弁の中で、影響範囲が町道を含む箇所については、法面の崩壊予防、間引きか剪定かというのをしてもらっているというふうに答えてもらったんですけども、影響が町道を含む、含まないにかかわらず、危険、特に指定されている箇所については、災害予防対策として、そのような町道を含むところで行われている剪定や間引きもお願いしたいと思います。この点、要望といたします。

さて、県内近隣市町でも手入れが行き届かない森林が増えており、増加する豪雨などにより災害リスクが高まっていると考えます。三重県では災害に強い森林づくりを進めるため、平成26年度からみえ森と緑の県民税が導入されました。また、国税として、令和2年度から森林環境譲与税が導入され、間伐や担い手の確保、災害防止機能の発揮を目的としています。町財政が厳しい中、土砂災害の予防対策に税制度の活用が必要と考えます。

そこで、お尋ねいたします。これまでこの制度を何に利用されてこられたのか。また、今後の方針は。そして、土砂災害の防止対策への活用についても答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

現在、森林を守るために2つの税が施行されております。1つは、平成26年度に三重県において創設されましたみえ森と緑の県民税で、県民1人当たり年額1,000円を県税として徴収させていただいております。もう一つは、令和元年度に新設された森林環境譲与税で、国税として徴収されております。

徴収されたみえ森と緑の県民税は、三重県から各市町に配分されており、明和町では活用の用途として、小学校の木製の机、椅子の購入に充当させていた

だいておりました。昨年度は、齋宮きららの森の木製東屋の設置に充当させていただいており、本年度におきましても齋宮きららの森の整備に充当させていただく計画でございます。

次に、森林環境譲与税につきましては、平成31年度に成立した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき創設されたもので、令和元年度に町へ117万6,000円、2年には250万円の交付がございました。森林環境税が徴収されます令和6年度以降につきましては、年間約400万円が交付されるものでございます。

今回、議員より、この森林環境譲与税の活用方法についてご質問がございました。現在、検討させていただいている内容について報告させていただきたいと考えております。

明和町の民間林の面積は310.3ha、そのうち人工林の面積は210 haとなっており、スギ、ヒノキの面積は34 haと少なく、林業の生産活動を行っている林業者は少ないと考えます。森林の持つ公益的機能の重要度はますます高くなっていることから、森林環境と海岸保全管理の維持促進が重要と考えます。

そこで、公益的な機能を重視した森林整備のため、急傾斜地の所管、建設課、また防災担当の総務防災課と一体となりまして、防災のための森林整備や災害のおそれのある里山の森林整備、また海岸防災林の整備等に、当森林環境税の活用ができないか考えているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 県民税のほうに関しては、小学校の机、椅子とか、きららの森、昨年度、今年も充ててもらえるとのことなんですけれども、それはそれとして、あと譲与税のほう、いろいろ今後も検討していただけるということなんですけれども、警戒区域で暮らしている住民の皆さん、これだけ土砂災害のニュースがあると、そのたびに不安を募らせています。そういったいろんな

部分で活用されてこられているんですけども、その2つの税をうまく今後も活用して、その指定区域で暮らしている方、また区域外でも危険なところもありますので、そういったところの方への安心して暮らしてもらえるように、ちょっとそういう税を充ててもらおうというのでも検討してもらいたいと思います。

また、三重県が崖崩れ対策として、松阪市など県内19か所で擁壁や法面保護工事を行っています。この事業を明和町でも検討、実施するなど、効果的な予防対策に取り組んでいただくよう要望し、次の質問に移ります。

2点目のため池、斎宮調整池についてですが、このことについて、ため池の耐震性など調査、ハザードマップによる注意喚起や啓発を行ってきたことなど、私も一定の理解はしているつもりです。

しかし、6月29日の毎日新聞で、防災工事を実施しないと、大雨などによりため池が決壊した場合、重大な被害の出る危険な池が全国で約5,000か所あり、三重県でも175か所あるとの記事を見ました。また、その関係地域の皆さんからも心配する声もあり、今回質問させていただくこととしました。

例えば斎宮調整池のハザードマップですが、決壊した場合、旧23号線、県道鳥羽松阪線を超え、斎宮の牛葉や中町までの広範囲に浸水が及ぶことになっています。これは満水時の決壊を想定したシミュレーションと聞いていますが、決壊時に雨が降り続くことを想定し、反映したハザードマップになっているのでしょうか。答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

ハザードマップの作成におきましては、議員が申されますように、満水時の決壊を想定させていただいております。現在、斎宮調整池の貯水量は200万tございます。池の構造として一部掘り下げて造成されておりますので、実際に崩壊したときに流れ出す水の量は150万tと想定させていただいております。

決壊時に雨が降り続くということは現在のところ想定はされておられません。大雨が予想される場合は、予報に基づかせていただきまして、降雨の状況にお

いて池に流入する水量を調整させていただいております。

また、緊急時には、大台町粟生の頭首工の取水を止める、伊勢市小俣町の相合川にある1号幹線の放水口から毎秒2 tの流量調整を行う、多気町笠木にある第1頭首工から分派させ玉城町勝田の押野池方面への放流、斎宮池の管理を任せられております宮川用土地改良区と今後も町として連携を図り、対応させていただきたいと考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） 平成23年に紀伊半島周辺で72時間雨量が1,600mmを超え、僅か3日間で1年間の降雨量の6割以上といった想定外では済まされない集中豪雨など、一定期間に大雨が降り続くことが起こり、各地で被害が出ています。このような状況を想定した場合、このハザードマップの浸水深さやエリアは大きく変わるとは思いますが、また、池の決壊はほぼ大雨が関係していると考えられます。連続した大雨時には、放流先の河川に排水ができないことも予想されます。その点もどのようにお考えか、併せてお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

議員が申されますように、豪雨時には浸水の深さやエリアが変わることは考えられます。現状では豪雨時に河川への排水ができないというようなことは現在では想定させていただいていない状況でございます。

ただ、ちょっと回答がずれるか分かりませんが、少しでも河川への排水ができますように、明和土地改良区からの要望がございます斎宮の幹線排水路、また下御糸地区の海岸線がございます排水路の浚渫、こういうものを補助事業の緊急自然災害防止対策事業を実施させていただきまして、通水断面の確保を務めていきたいというふうに考えております。

また、建設サイドになりますが、笹笛川の断面につきましても、本断面で整備していただくよう、建設サイドより三重県に要望をしているところでござい

ます。

また、令和4年度には、ため池が所定の流量を流下させることができるのか、堤体の高さが余裕を持っているのか、堤体の漏水、クラックの有無等、豪雨時の決壊のおそれにつながるかということも調査を実施する予定をさせていただいておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） 河川への排水ができないことは想定していないということなんですけれども、これまで想定外やったと、今回の雨は想定外やったんやということで済まされた状況というのはもうほぼほぼあって、大雨、台風は今後もう想定内として備えるべきかと考えます。

例えば、仮に大潮、満潮時に池が決壊し、異常降雨が重なり、標高の高いまちから雨水を受け続ける状態が続けば、排水機場がフル稼働しても処理しきれない。河川や排水路が氾濫、決壊になるリスクが非常に高まると考えます。

緊急時には、いろいろさっき課長の答弁していただいたように、宮川用土地改良区がいろんな処置をしてもらおうとか、明和土地改良区の幹線排水路の改修とか、いろいろ考えてもらっておると思うんですけれども、なかなかそれで処理しきれるとは考えにくいと思います。

様々な悪い条件が重なったときの最悪の事態でのシミュレーションが必要かと思しますので、今後検討していただくようよろしくお願いいたします。そして、もしものときには地域住民に速やかに情報を伝え、迅速に住民が避難してもらおう体制づくりも併せてお願いしたいと思っております。要望とさせていただきます。

ちょっと排水機場のことで思い出したというか、これ通告していないので、分かる範囲でちょっと教えてください。堀課長やったら答えてもらえると思います。

8月13日、14日だったと思います。佐賀県で排水機場の除塵機、ごみを上げ

る機械ですね、その排水機場の委託を受けとる作業員さんが除塵機に挟まれて死亡されました。明和町の排水機場も5か所、6か所あると思うんですけども、その地域の住民さん、自治会に委託をされておると思うんですけども、その委託内容とか、今回の件を受けて町のお考えというか課長のお考え、いかがでしょうか。答えられる範囲でお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

今、議員申されますように、町内には排水機場が、東区にございます明和、それから川尻、藤原、八木戸、行部、大淀、6つの排水機場がございます。その中に全て除塵機ということで、ごみをかき上げる装置のほうはつけさせていただいておるような状況でございます。

その中で、地元で委託をさせていただいておりますのは、八木戸の排水機場を除く5つの自治会さんをお願いをさせていただいて、管理をさせていただいておるような状況でございます。

その中で、地元さんに何をさせていただくかと申しますと、ごみが上がってきたときに、除塵機で1つの塊になってしまいますと、ごみが固まってしまって除塵機が動かなくなってしまうので、そのごみをかき集めていただいて広げて、その後処理をさせていただくようなことをお願いをさせていただいておるような状況でございます。

今言われておりました事故、非常に悲しい事故でございます。除塵機に挟まれてということで、緊急停止も効かんと、バタンバタンとなってしまうんやというふうに思います。

明和町の場合、そういう何か物が引っかかってしまいますと、除塵機が緊急停止をするような状況になっておるというふうに思います。それで、緊急停止になったときに住民の皆さんが、管理してもらっている方が直接そこへ触っていただくと、非常に危険でございますので、そういうところには、何かがあったときには役場へすぐ連絡してくださいということで看板のほうを設置させて

いただいております。そして、役場のほうへ連絡をいただいてその措置をさせていただきます。

1回止まってしまいますと、配電盤の中をいじくらんことには元へ戻りません。そういう状況でございますので、役場の職員、これも1人で行かせていただくと危険でございますので、2人単位で行かせていただきまして、そういう対応をさせていただきます、再度、除塵機が動くようにさせていただきますということでございまして、この佐賀県で起こった事件、非常に悲しい事件でございますが、明和町ではこのようなことはまず発生しないのではないかなというふうには考えておりますが、もし何かがあるとあきませんので、今言わせていただきましたように、もし何かがあったときには触らず役場のほうへ連絡してくださいということの中で、看板もさせていただきますし、また、契約更新時にそういうことも今後話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） 丁寧に回答をいただきまして、ありがとうございます。

自治会に委託されている方には除塵機は触ってもらわないということやったと思うんですけども、地元の方も自分のエリアが冠水するということがやっぱり心配なので、役場が来る前に何とかしようと思ったりする責任感で、そこら辺はちょっと心配なので、さらに徹底して自治会のほうに言ってもらいたいと思ひます。

それで、職員さんも1人では行かん、2人でということやったんですけども、職員も5つ6つある排水機場を大雨台風時にもう、排水機場が機能停止すると大変なことになるので、それを何とかということで、身を挺してこの除塵機のごみを取りに行くみたいな職員もこれから出るかもわかりません。そのときに、やっぱり自分の体、命を最優先して適切な対応をしてもらうようによろしくお願ひします。

質問に戻ります。

さて、ため池の別のリスクとして、10年間でため池への転落死が255人に上り、農水省は各自治体に安全対策の徹底を繰り返し通知していますが、自治体が管理者でないため池が90%に上り、その管理者任せになっているのが大きな課題となっております。

今年5月の香川県丸亀市のため池で釣りに来ていた5歳の男の子と33歳の父親が亡くなられたケースでは、池の周囲にロープが張られていましたが、簡単に立ち入ることができる状況で、誤って転落したと見られています。また、8月にも、さぬき市でため池に車が転落し、1人の男性が亡くなられました。

令和元年施行のため池管理保全法では、自治体が管理者に代わって安全対策を行うことができる代執行が導入され、対策が進むものと期待されています。

そこで、質問いたします。現在のため池の安全対策の実態について、町と管理者の間でどのような対策を行い、協議をしているのか教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

明和町におきましては、当方で確認させていただいておりますため池は、上村池、長池、中村池、鞍迫間池、だんどく池、シンゲ池、新池、斎宮調整池の8つの池でございます。そのうち、長池、中村池、シンゲ池、斎宮調整池の4つの池には、既に防護柵が設置されております。上村池、鞍迫間、だんどく池、新池の4つの池には、防護柵もなく管理者任せになっているのが実情でございます。

ただ、宮川用水土地改良区が管理している上村、長池、中村池、シンゲ池、新池、斎宮池の6つの池におきましては、巡視時、危険な行為をされている方がお見えになる場合はお声がけをさせていただいておるような状況でございます。

今、議員が申されますように、人命に関わる事故が発生するおそれがございますので、安全対策は必要だと考えております。防護柵が設置されていない4

つのため池につきまして、現在はため池として使用されていない池もございます。今後、そのような池につきましては、ため池の廃止を考えることも含め対策をさせていただきたいとともに、管理者と今後協議を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁に対する再質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

ため池は、割かし人の目に触れにくいところにあったりします。私も経験あるんですけども、そういったところに子ども同士で釣りに行ったりとか、今回親子でというのもあるんですけども、ちょっと看板があったりとか柵があったりしても、どうしても行ってしまいます。

そういったことも100%完璧に防ぐというのは難しいとは思いますが、せめて柵がないところには柵をつけたりとか、もっと目立つ注意看板をしてもらったりとか、そういった形でちょっと安全対策に取り組んでいただきたいと思います。管理者がいるので、なかなか代執行というのは難しいと思う、本当に最終的な手段やと思っていますので、管理者とよく協議してもらって安全対策を進めてもらうようお願いいたします。

3点目の地域防災力の強化について質問を進めます。

災害発生時の対応は、地域防災力の強化が欠かせません。昨年の9月定例会での質問と重複する部分もありますが、近年の消防団の団員数の推移、また、その後の二輪隊編成への取組状況はどうなっているのでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 近年の団員数の推移につきましては、直近3年間の推移を申し上げますと、定員225人に対して、令和元年度は217名、令和2年度は216名、令和3年は215名となっております。

また、二輪隊の取組状況につきましては、令和4年度中の活動開始に向けて、団幹部の方々が中心となって、隊の構成や災害時及び訓練時などにおける活動

内容などを定めた指針の策定などについて、検討を重ねているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁に対する再質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

二輪隊、令和4年から活動を開始される予定やということなので、引き続き取組をお願いいたします。

繰り返しになるんですけれども、いつ地震、洪水、土砂災害に明和町が見舞われるかもわかりません。そのとき消防団への期待は大きく、その活動は欠かすことはできません。

一方、全国的には消防団の団員数は年々減少し、1950年代半ばには200万人を超えていましたが、90年に100万人を割り込み、現在は約81万人まで減少しています。

先ほどの答弁から、明和町ではほぼ横ばい、10名程度の定員不足とのことですが、お隣の松阪市では、平成24年度には定数の1,420名の団員がありました。その後、約7年8年で170名ほどが減少し、今後、分団の統合も検討されているとのことです。8月10日の夕刊三重で報じられておりました。

8年間で12%減少しているという松阪市の現状を見ると、明和町も他人事ではないと思います。早め早めの対策が求められると考えます。消防団になるということは家族や地域を守ることにつながるということをアピールする必要があると思います。

例えば、防災士という資格があります。これは、日本防災士機構が社会の様々な場面で防災力を高める十分な意識と知識、技能を有することを認証するものです。一般的な取得方法は、機構の養成講座を受講、そして試験に合格し、消防署が行う救急救命講習を受け、取得する方法です。そのほか特例措置として、消防団員で分団長以上の方は取得要件の多くが免除され、申請手続等をするだけで防災士を取得することができるようです。長年、消防団員として得た知識、経験を基に防災士になることができ、団員のときだけでなく、退団後も

社会の様々な場で防災力を高める活動に取り組んでいただくことが期待できますし、団員の意識高揚と、入団した団員が長く携わってもらえるインセンティブになるかとも思います。

そこで、質問いたします。こういったこともPRしていただいて、団員確保につなげてもらいたいと考えますが、いかがでしょうか。また、資格への費用負担の補助についても、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 消防団員の確保につきましては、喫緊の課題となっております。この団員確保の取組状況につきましては、主に各分団、各部分とに自治会の協力を得ながら人材の発掘に努めているところでございますが、入団を呼びかける際には、消防団員としての任務や使命とともに、団員として活躍することのメリットなどをアピールする必要があると考えております。

議員が申されるとおり、防災士のように、消防団員として一定の役職に就いたり経験を積んだりすると、消防関係の資格試験の優遇措置を得ることができます。このことを町民の皆様や団員に周知してまいりたいと思います。

なお、防災士の資格取得に係る費用負担補助につきましては、そのような補助制度を設けて資格取得を推進している自治体もございます。こういう補助制度を設けた場合に、この制度を活用して資格取得をされた方々が、その後、町の地域防災力強化のためにどのように活躍していただくかなどの仕組みづくりを含めて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

松阪市では、自治会を通じて防災士の資格の費用補助をしています。明和町でも前向きに検討をお願いします。

さて、東日本大震災で被災した気仙沼市の大川小学校での訴訟では、最高裁において、学校、校長や教育委員会、行政に対し、対応の過失、それと震災前

の防災に不備があったという非常に重い判決が確定しました。学校も一生懸命、子どもたちの命を守ろうとしたのは間違いないとは思いますが、判決は判決として受け止める必要があります。

三重県ではありませんが、愛媛県と県内松山市や宇和島市などで、各学校の児童生徒を守るため、リーダーとして災害に強い学校をつくることを目的として、各小中学校で教員2名の防災士取得を推進しています。また、全国では高校生が防災士を取得する生徒が増えています。

最後になりますが、こういったことも明和町で実施し、安心して暮らせる町づくりのため、消防団員や学校の先生などが防災士となり、それぞれが連携し、住民、児童生徒を守るため、地域全体の防災力を高めることが大切だと考えます。

そして、車で行けないところには二輪隊が出動し、町長の行政報告でもありましたが、危険で人の近づけないところなどにはドローン隊を導入するなど、機動的、効率的な防災力の強化に向けて取り組まれますよう要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。

しばらくお待ちください。

6番 下井 清史 議員

○議長（伊豆 千夜子） 2番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「地域住民の安全性・利便性向上のための道路整備を」の1点であります。

下井清史議員、登壇願います。

(6 番 下井 清史議員 登壇)

○ 6 番 (下井 清史) おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づき一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回は、町内の道路事情についてお聞かせ願います。

これまで他の議員の皆様から何度も質問されておりますが、町内における国道、県道及び町道の損傷、白線のかすれや消え、標識の損傷などがひどく、通行するに当たり非常に危険な状態にあります。一部、白線などの修繕はしていただいているようですが、危険箇所の現状の把握はできているのかお聞きいたします。また、道路性状調査の運営状況についても併せてお聞かせください。

○ 議長 (伊豆 千夜子) 下井清史議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○ 町長 (世古口 哲哉) 下井議員のほうから、道路の損傷把握についてご質問をいただきました。

まず、国道、県道の状況についてですが、国道、県道につきましては、町は管理者ではございませんので、国・県の担当者からの聞き取り内容を報告をさせていただきます。交通管理者の標識につきましても同様ですので、よろしくお願いいたします。

国道につきましては、平成30年度に全体を確認し、計画的に修繕をしているというご回答でありました。

続いて、県道につきましては、平成29年度に全体を把握し、計画的に修繕をしていますとのご回答でありました。

交通管理者の道路標識につきましては、パトロールなどにより状況把握をしているとのことでありましたので、ご報告をさせていただきます。

国道の舗装点検状況につきましては、令和2年12月の総務産業常任委員会にて、橋梁点検状況と舗装点検状況を報告をさせていただきました。報告では、

国道の56%を点検し、舗装修繕が必要な道路の10%が完了しているということで報告させていただいております。10%の中で、明和町内における舗装修繕が必要な道路の状況につきましては、91%が完了済みという状況となっているということでもあります。

町道の令和元年の路面性状調査では、約10%に当たる道路を調査し、舗装損傷が進んでいる延長が約2.6km、薄くなった外側線が約13km、センターラインが約1.4kmでありました。本年度は残り90%の町道の破損、白線等の状況を把握するため、本年度より5年間をかけて調査を行う予定としているところです。本年度は30kmを調査する予算を当初予算に計上しているところです。確実に調査を行っていきたいと考えています。

調査の手法及び計画につきましては、令和3年3月の総務産業常任委員会にてご報告をさせていただいたところです。

今後の予定につきましては、路面性状調査を9月に契約を行いまして、調査に当たっていく予定としているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問ございますか。

○6番（下井 清史） 性状調査については、今月に契約をして順次調査をしていくということで理解させていただきました。スムーズに進めていただくようよろしくお願いいたしますしまして、次の質問をさせていただきます。

国道、県道及び標識や白線などの修繕について、各管理者にどれほど働きかけていただいているのか、有言無実になっていないのか、まずお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 議員ご質問の働きかけとは、明和町の町民から国道、県道、公安に対して修繕等のご要望をいただいた箇所等について、どうしているのかと理解しお答えいたします。

道路利用者より国道、県道の要望がございましたら、町も要望箇所の状況把

握をいたします。要望書として頂いたものについては、明和町長の副申を添え、国・県、公安に送付させていただいております。ご要望があったことと町が確認した内容などを含めて、担当者にも連絡をしております。そして、改善に至らなかった場合には、過去からの改善されていない要望に加え、翌年度に再度要望をいたしております。

この要望につきましては、過去の記録より少なくとも平成20年から行っている状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○6番（下井 清史） すみません、モニターをお願いします。

すみません、まずはモニターをご覧ください。

ほかにもまだ何か所かありますが、これは県道大淀東黒部松阪線の祓川を越えた辺りから松阪市に向けて設置してある30キロの速度制限の標識です。1か所目から全部この状態で、松阪市に入るとようやく認識できる標識になっております。上の6つが明和町内で、下の1つが、これが松阪市に入ってから標識です。

かなり前からこの状態なので、早急に要望していただきますようお願いしたいのですが、要望書を提出しないと国や県、公安に働きかけていただけないということでしょうか。お聞きします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 要望書の提出があったものにつきましては、町長の副申をつけて提出しておりまして、口頭での要望に対しても、国・県へ要望があった内容を確認して送らせていただいておりますので、必ずしも要望書が必要というわけではございませんので。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

○6番（下井 清史） 1回よりも2回、3回と働きかけることが重要だと思います。

ます。

現在、国道23号線と中央線の交差点道路に陥没破損があり、車両が避けているような状況です。通行車両の故障、事故が発生するおそれもあり、また、場所によっては上下水道管の損傷や、最悪、人命に関わる事象にもなり得るので、危険箇所から優先的かつ早急に修繕していただきますよう、管理者への働きかけのほうをよろしくお願いいたします。

では、3項目めの質問をさせていただきます。

町有施設については、公共施設等総合管理計画が平成29年度に策定され、長期の維持管理計画が示されました。この中に道路計画も入っておりますが、町道の修繕、整備については、この事業範囲から考えて、独自の長期の維持管理計画が必要だと感じます。現段階でのお考えをお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 議員ご質問の長期計画ですが、道路の舗装の修繕計画は、公共施設等総合管理計画の個別計画として、平成25年度に道路舗装維持管理計画を策定し、この計画に従って舗装修繕を行っています。その後、平成29年3月に制定された明和町公共施設等総合管理計画では、各施設の個別計画として取り扱われているところでございます。よって、議員ご指摘のように、長期の維持管理計画が必要であったため策定をしておる状況でございます。

なお、この計画ではおおむね5年に一度点検を行い、現在の道路状況と道路の交通量などにより劣化予測等を行い、舗装破損が重症化しない段階で適切に修繕していくことにより、全体の修繕費の削減をしていくものでございます。

令和元年度に路面性状調査を行い、調査結果により見直した計画に基づいて進めておるところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○6番（下井 清史） 平成25年から計画があるのに、なぜこんなに損傷があるのか。この計画がきちんと活用されていれば、委託費用が発生する性状調査は

必要ないのではと感じますし、この費用で修繕の一部にも充てられます。結果として、計画が反映されていないということを露呈したのではないのでしょうか。

私もこのような質問をさせていただいておりますが、根本的に予算不足の中、課長をはじめ担当課は精いっぱい工夫をしてくれていると思っております。道路というものは、町民の皆様にとって常時生活に密着し利用するものですので、町長、今後もう少し予算の確保に努めていただきますようお願いいたします。

国は、国土強靱化における3か年緊急対策が平成30年12月に閣議決定されましたが、この中で重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急にすべき対策を3年間で集中的に実施するとあります。今年度、この対策が延長され、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が昨年12月に閣議決定されました。このように、明和町が対象になる、また有利な補助事業を適宜キャッチし、取り組んでいただきますよう要望させていただき、4項目めの質問をさせていただきます。

モニター変えてください。

まずは、モニターをご覧ください。

このように、参宮街道、こちらの参宮街道なんですけれども、参宮街道のカラーアスファルトが黒いアスファルト材で修繕されている箇所があり、決して見栄えがいいものではありません。カラーアスファルト補修材も出回っているのに、なぜ同じ色や似た色でやらないのか疑問で、明和町への愛着や思いが感じ取れません。

県道ではありますが、修繕発注者はどこになるのか、また、同系色での修繕のやり直しはできないのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 議員ご質問の道路は、県道伊勢小俣松阪線の斎宮牛葉、竹川地内のカラー舗装区間のご質問と理解します。県道であるため、修繕発注者は県になります。

修繕の方法の修景を図らないのかについては、道路管理者権限であるため、

回答を差し控えさせていただきます。ご要望を承ったとし、県に要望したいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 県が管理者だから要望はしますね、ではないんです。この道路を利用してこの答弁を聞かせていただくと、明和町への思いはあるのかと疑問を感じます。

先ほども言いましたが、安価なカラーアスファルト修繕材で本補修までの間、美観を一程度保持した仮補修はできないのか。県へ働きかけていただき、まずは町でやるという気概を見せてほしいと思います。

では、次の質問をさせていただきます。

町内には、民家があるのに緊急車両が通行できないのではと感じるところが至るところにあります。整備が必要なのではと考える狭小道路が町内にどれぐらいあり、その必要整備の計画はされているのか、町民さんからの要望はあるのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 議員ご質問の狭あい道路整備事業の状況につきましては、令和2年3月の総務常任委員会にて、国の事業が延長されたことにより、令和2年度より事業再開し、昨年度は西行部にて延長31mを解消いたしました。

現在、町内にどのぐらいあるかですが、この狭隘道路につきましては、建築基準法の第42条第1項に、4m以上の道路に2m以上接続することとなっております。また、2項に、4m未満の道路で建築基準法が適用される前、昭和25年より前に建築物が建ち並んでいた道路は、中心より2mセットバックすることとなっております。この2mセットバックする要件の道路が狭隘道路となります。この指定については、建築基準法によるものですので、明和町では、県が許可権者であるため、指定するのも県となります。今、県が指定している道路

は314路線あり、延長は約57kmあります。

狹隘道路の解消は、建築基準法が適用される前に建築され、建ち並んでいる道路であるため、建築物の建て替えにより解消される仕組みとなっております。しかし、現実的にはなかなか解消されていないのが現実です。そのため、要望がある箇所につきましては、狹隘道路などの事業により解消を図っていきたいと思っております。

整備計画の有無につきましては、あくまでも要望に基づいて行うものであり、役場で箇所を選定し、事業を実施するものではないため、整備計画は今現在ございません。

今年度の事業の要望があった箇所は1か所と、ご相談をいただいている箇所は2か所ございます。事業費等に合わせ、計画的に進めておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

○6番（下井 清史） 聞かせていただいたのは、法の仕組みの中での狹隘道路ももちろん含んでいますが、要望の有無にかかわらず、緊急車両も通れないような狭い道路への整備は必要でないですかということです。

算所の隆子女王の墓から西に伸びる道路も、交通量が多いのに車両同士の行き違いができません。緊急車両ならなおさらです。要望がないから整備はしませんではなく、必要と思われる箇所を把握して、こちらから声をかけていくくらいの思いを持っていただくよう、こちらも要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問をさせていただきます。

町内には見通しが悪い道路や安全確認しづらい交差点があり、具体的に3例ほど挙げさせていただきますが、それらの取組状況をお聞きいたします。

まず初めに、町道坂本前野線、いわゆる広域圏道路の小藪付近の交差点です。モニター変えてください。

モニターの右側になります。ここは、イオン方面から南に通行し、明和中央線に向かい左折する車両が多く、交通量の多い交差点であると思います。私もここを通行すると、交差点の確認がしづらく、何度も通り過ぎそうになったことがあります。地元の方からの声もあり、この交差点に町設置の標識等、設置が必要であると感じますが、お考えをお聞かせください。

2つ目として、町道大淀港大霜線と漁面道路との交差点です。左側の写真です。こちらも交差点の確認がしづらく、地元にとっては長年の懸案であり、事故も何度も発生している現状だと思いますので、信号や交差点確認ができる標識等の整備が必要であると考えます。

3つ目として、側溝蓋整備についてです。金剛ヶ丘団地や明和団地などは整備着手されておりますが、町内には側溝蓋整備が及んでいない箇所がまだまだ残っており、こちらも危険と思われる箇所があります。斎宮園内も広範囲で側溝整備がされておられませんし、写真切替えをお願いします。県道大淀港斎明線、大淀コミュニティセンターと長光寺付近から海岸に向かう道路側溝蓋整備も、地元の方の長年の懸案でありますので、早期の整備が望まれるところかと思えます。

長くなりましたが、以上3点についてご答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 1つ目の小藪地内の町道坂本前野線と下尾小藪線との交差点でございます。

坂本線には50km規制がされており、交差点には路面標示にて「交差点に注意」が標示されております。ご意見を基に、道路警戒標識等の検討をしたいと考えております。

2つ目のところは、交差点は県道大淀東黒部松阪線であるため、県に要望いたしたいと考えております。横断歩道があり、横断歩道標識の大きなものが設置されており、横断歩道の確認が最優先となるため、このような場合、交差点標識、警戒標識は設置しない場合もございます。信号の設置につきましては、

引き続き公安へ要望いたしたいと考えております。

3つ目のご質問につきまして、町道には道路側溝が必ず整備されているわけではありませんので、道路側溝などがない道路も多くございます。また、道路側溝はあるが蓋の設置をされていない場合も多くあります。

蓋整備をする場合、歩行者の安全対策であったり、また狭隘道路の解消をするためのものであったり、蓋をする目的がございます。各自治会よりご要望いただいた上で検討してまいります。

また、ご指摘の県道側溝蓋要望につきましては、先ほどの国・県への要望となります。ご指摘の箇所については、以前より県に要望しているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

質問ございますか。

○6番（下井 清史） 小藪地内の交差点は、標識の検討をしていただけると理解いたしました。

また、2つ目の大淀漁面道路の交差点は、それぞれの管理者に要望していただけるということですので、小藪交差点と併せてよろしく願いいたします。

町内各所の側溝蓋整備について、町道においては自治会要望ということですが、こちらも要望を待つのではなく、事故が起きてからでは遅いので、町が安全対策の面で必要であると認識できる箇所については、町が進んでやっていただきたいと思っております。

本日は町内の道路整備事情についての質問をさせていただきました。住民の皆様にとって、道路というものはライフラインと言っても過言ではないほど利用価値、頻度の高いものです。ここ近年、道路の損傷が特に目立つようになり、いろいろな方から整備要望の声が届きます。それぞれの道路管理者への働きかけを今後より強く発信していただき、町道整備においては、財政難という不安は拭えない中、町民の皆様が安心安全な道路の利用がしやすいよう、各計画の実効的な運営、運用をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で下井清史議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩します。45分までよろしく申し上げます。

その間、消毒申し上げます。

（午前 10時 34分）

（午前 10時 45分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 北岡 泰 議員

○議長（伊豆 千夜子） 3番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「気象庁との連携で防災減災対策の充実を求める」「高齢者対策の充実を求める」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（10番 北岡 泰議員 登壇）

○10番（北岡 泰） 議長より登壇のお許しをいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

町長と同じなんですけれども、先ほど言われましたように、今大変なコロナ禍でお亡くなりになられた方々、また、その今面倒を見られてみえるご家族の方々、そういう方々に少しでも早く回復をしていただけるように、しっかりと行政の側も様々な取組を開始をしていただきたいというふうに思っておりますし、私ども議会もしっかりと様々な議論をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、先ほど高橋議員からも防災のことが様々に質問されております。私は、その観点のまた別の視点から、気象庁との連携で防災減災対策の充実を求めるという質問をさせていただきたいと思えます。

気象庁では地域防災支援の取組を推進をしております。地域交流人材配置による担当チームを気象台にて編成し、担当地域を固定することによりまして、各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するというふうにされております。

具体的な取組といたしまして、平常時には気象防災ワークショップなどの開催や、防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階からの記者会見などを導入し、住民に見通しを伝えるとともに、ホットラインによる首長への助言などを行うというふうにされておりますが、我が町と地元気象台との連携状況についてお伺いをいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 北岡議員より、地元気象台との連携状況についてのご質問をいただきました。

近年、相次いで発生しております風水害や地震等の災害を踏まえ、地方気象台と自治体は連携して、起こり得る災害を早期に想定するための情報のやり取りを活発化させているところです。

明和町におきましては、津地方気象台の地域防災官や予報官などで構成され

る担当チームの北中部チームと円滑に連携協力を図る関係を構築をしております。

連携する項目につきましては、大きく平常時と災害発生時に分けられますので、それらの主な内容につきまして、担当課長から説明をいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 地元気象台との連携状況についてでございますけれども、まず、平常時におきましては、例えば議員が申されましたとおり、気象台が主催する自治体の防災担当者向けのワークショップに参加し、いざ台風等が発生した際に、気象情報をどう活用すればよいかなどのアドバイスをいただいております。先般、8月20日に開催されましたワークショップにも担当職員が参加をし、その際には過去の台風を事例にして、避難情報をどのタイミングで発令するかなどを検討したところでございます。

また、地域防災計画など町の計画等を修正する際には、意見やアドバイスをいただくなどのご協力をいただいております。

災害時におきましては、例えば大雨や台風により災害が発生しそうな際に、気象台は自治体向けに、注意報や警報発表の見通し、雨量予想や台風の進路予想など、今後の気象状況に関する資料の提供や、オンラインによる説明会にて解説などを行っていただいております。

また、特別警報級の気象状況等が予想される際には、気象台長から町長に直接電話が入るホットラインも構築されておまして、適時適切なタイミングで気象情報等を提供いただく関係となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○10番（北岡 泰） そうやって今連携を取りつつあるということでございますけれども、防災、気象情報の受け手である市町村にも、この気象災害情報の専門家というのを育成していくことが大切だというふうに考えております。

内閣府、消防庁等においては、地方公共団体の防災業務を担当する職員を対

象とした研修や訓練を定期的実施しており、先ほど言っていたような研修が行われておるといふこととございます。これらの研修等において最新の気象行政の動向や、防災気象情報の実践的な利活用方法等についても情報提供してあります。このような研修や訓練について、先ほど明和町さんもしっかりと訓練に参加をしていふというご答弁をいただきました。

平成29年度に地方公共団体の防災の現場で即戦力となる気象防災の専門家を育成することを目的といたしました気象防災アドバイザー研修を実施し、昨年10月、私ども公明党の山口代表が参議院代表質問によりまして、気象防災アドバイザーに気象台のOB、OGを任命するとの答弁が赤羽国土交通大臣より示されたことによりまして、大きく拡大をし、現在、全国で84名が委託をされてあります。現在、全国10自治体でこの気象防災アドバイザーが活躍していふこととですが、明和町における気象防災アドバイザー活用の検討状況についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 気象防災アドバイザーにつきましては、津地方気象台担当者のほうからは、現在三重県エリアに派遣できる気象防災アドバイザーは7名と聞いてあります。また、派遣可能の可否につきましては、町の希望する業務内容や派遣条件などを津地方気象台に提示して、協議の上、決定されることとございます。

町としましては、台風や長時間にわたり強い雨が降り続くなどの気象状況のときなどに、気象防災アドバイザーに災害対策本部に来ていただいて、避難情報を発令するタイミングや対応策などを助言いただけることは大変心強いこととであると考へてあります。このように必要なときに派遣いただくことが可能であれば、この制度を活用できればと考へてありますので、津地方気象台と協議をしながら検討してまいりたいと考へてあります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひしたいと思ひます。

特にこのアドバイザー、お願ひするときに、ぜひ、防災訓練等もありますが、明和町のこの地形だとか様々なことを知っていただく、こういうことが大事だというふうに思っております。先ほど高橋議員からも質問がありましたように、池村という一部丘陵地がありまして、その土砂災害、起きる可能性があるぞとか、そういうところは地形をまず知っていただかないと、ピンポイントでの情報伝達ができないし、そこをどんなふうに気象庁としてチェックをするのか。気象情報は今まで大きなエリアから、だんだんとピンポイントで様々な気象の予測というのができるようになってきておりますので、そういうことも踏まえてこのアドバイザーさんをしっかり活用していただけるようお願いを申し上げたいと思ひます。

次に、この災害、こういうのが起きたときに、今、聴覚障がい者への情報伝達の取組をどんなふうに進められているのかお伺ひをしたいと思います。

地震発生時や近年急増しているゲリラ豪雨など大雨による被害、また台風情報など、テレビやラジオからも、気象防災情報をはじめ、いざというときの避難情報は命に関わるとても重要なものでございますが、聴覚に障害のある方々にとっては、画面に表示される文字や記号による情報に頼らざるを得ず、アナウンサーや気象庁の専門家などが音声で伝えている内容が伝わりにくい状況があります。

そこで、気象庁は震度5以上の地震が発生した際や、気象に関する特別警報を発表した際、台風、大雨が発生または予想された場合などに開催する緊急記者会見においては、昨年、令和2年7月1日から手話通訳を配置する運用を開始しております。しかし、これは緊急の記者会見に限られておりますので、その他の臨時記者会見や、災害発生後に刻々と変化するその後の気象情報や、肝心の避難情報などを懸命に伝えるアナウンサーの声は、残念ながら聴覚に障害のある方には伝わりません。手話通訳が必要であります。

そこで、我が県のNHK支局や民法の9局が、私どもの生活圏内に重要な気象や防災情報を伝える際に、まず必ず手話通訳者を配置するように放送局に強く要望するとともに、平時から自治体として緊急時に派遣できる手話通訳者と契約を結び、いざというときには、放送局などに自治体から派遣をするという仕組みを早急に構築するということが大切であるというふうに考えます。

ちょっと資料を上げてください。

この体制を実現できれば、各放送局の財政事情や手話通訳者との契約の有無などに関係なく、聴覚障がい者がリアルタイムの防災情報に接する際のアクセシビリティの向上を図ることが可能であります。

さらに、我が町でもユーチューブチャンネルを作成し、生放送、ライブでもストリーミング配信でも手話通訳を配置した適切な防災情報を動画で流すことができます。そして、万が一停電が発生してテレビが視聴できなくなったとしても、その地域の携帯電話のデータ通信、Wi-Fiなどインターネットの通信網さえダウンしなければ、スマートフォンやタブレットで最新の防災情報を入手できます。担当者及び町長のお考えをお伺いしたいと思います。

あわせて、本年3月より、新型コロナウイルス感染症対策として聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行うため、今、出ておりますように、遠隔手話通訳サービスが三重県でも始まっております。明和町における対象者への周知及び利用人数を確認するとともに、このシステムが災害時に活用できるのかお伺いをしたいと思います。

また、もう1点、次のページへ行ってください。

私ども公明党が推進をしてまいりました電話リレーサービスというのが本年7月からスタートをいたしました。これは利用者からは、コロナ禍で急に具合が悪くなったときでも電話が使えるので安心との喜びの声が寄せられております。この電話リレーサービスは、パソコンやスマートフォンなどのビデオ通信機能を通じまして、手話通訳者などのオペレーターが聴覚障がい者と健聴者の間に入ってオンライン上で通話をサポートする仕組みでございます。24時間、

365日使える公共インフラとして整備され、警察や消防への緊急通報もできるようになりました。ぜひこのサービスのことを周知していただければと思いますが、担当課及び町長のお考えをお伺いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 自然災害の激甚化、頻発化により災害発生時の情報保障の必要性が増している状況にある中で、障がいをお持ちの方の要支援者に対する対応はとても大切でございます。その中で、聴覚障害者の方々につきましては、手話の導入により、安全を確保するための必要な情報を速やかに提供し、円滑に意思疎通を図ることができるような措置を講ずる必要があると承知はしております。

そうした中で、まず気象庁に対しまして、気象情報、災害情報を手話通訳つきでテレビ放送やYouTubeなどで発信していただくよう要望を上げさせていただきたいと思っております。

町におきましては、現在、情報発信ツールの一つとしてYouTubeチャンネルの活用をしておりますけれども、字幕対応はしておりますが、手話を挿入しての配信はしておりません。この手話つき情報番組の制作放映につきましては、災害時におきましては、すぐに派遣をいただくことがなかなか難しいというふうに考えております。その中で、まず現在、町として可能な手話に代わる対応といたしまして、行政チャンネルやYouTubeにおいて字幕放送を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、現在取組を進めております災害時に活躍していただく人材を把握する防災人材バンク事業において、手話通訳ができる方の募集を検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、

聴覚障がい者のコミュニケーション支援を強化するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、遠隔手話通訳サービスの提供が本年3月15日から開始されております。この事業は、聴覚障がい者が新型コロナウイルス感染症の疑いで受診する場合や、災害時等であって手話通訳者の同行による通訳が困難な場合に、通信端末の電子機器を介したビデオ通信により、三重県聴覚障害者支援センターのブースから手話通訳を行うものでございます。サービスの利用につきましては、事前にアプリのダウンロードや専用のIDとパスワードの準備が必要とのこととございます。

サービスが開始されてから、県内においては現在までに、新型コロナ関連で2件の利用があったとのことですが、実際の利用の中からは、例えば通訳者が電子機器を介するため、依頼された会場の様子を把握しづらいとのことや、音声や通信環境に影響されることなど、幾つかの課題が見えてきたとのこととございます。

また、災害時における活用につきましては、まだ活用事例がないとのことと、不明な点もあるとのこととですが、災害の規模により通信環境の状況や、手話通訳者が聴覚障害者支援センターに参集できるかによって状況が代わるとのこととございます。

なお、このサービスにつきましては、事前に登録をし、平時から体験をしておくことが必要とのことで、聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障がい者団体への体験会を実施しているとのこととございます。

周知につきましては、県において、対象者個人への周知は行っておらず、自治体や地域のろうあ協会を通じて周知していただければとのことでした。

町におきましては、現在まで手話通訳派遣依頼の中で遠隔手話通訳サービスをご希望される方はございませんでしたが、対象者への周知につきましては、申請受付時にこのようなサービスがあることをチラシ等を作成しまして周知していきたいと考えております。

また、先ほどご説明のありました令和3年7月から総務省において始まりま

した電話リレーサービスにつきましては、日本財団がサービス提供期間として行うものとなっております。先ほどご説明のあったように、24時間、365日、電話で双方をつなぐサービスでございます。聴覚や発話に困難がある方が利用登録を行って、付与された電話番号を使って、このサービスを利用するということでございます。やはりこちらも通訳を挟むため、通常の電話に比べて時間がかかることや、災害時、緊急避難時等の場合、オペレーターの対応を中止する可能性があるとのこともございますので、こういった状況も理解の上でご利用いただくことが必要かと思えます。

このサービスにつきましても、遠隔手話通訳サービスと同様な方法で周知を図っていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ周知のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。やっぱりこういうサービスが始まっておつても、知らなければ使おうとも思ひませんし、逆にこの聴覚障がい者、利用者の方は通信料負担で使わなくてははいけないんですけれども、逆に相手側ですね。相手が病院であるとか一般のお店なんかでも、これを使おうとすればできるわけです。特に電話リレーサービスの場合は。聴覚障がい者の方が本当に困つたなど、手話ができたならなと思うときに、相手方が知っていないと、ここへなかなか接続なかなかしてもらえませんが、できましたら一般の商工会を通じてでもいいですし、それぞれの団体があればそういうところを通じてでもよろしいので、お医者さんならそういう医療の關係の組合があると思ひますし、いろんなところへ、こういうサービスが始まっておりますよと、聴覚障がい者の皆さん方の本当に意思疎通がある程度きちんとできるように、そのとき、もう手話ができないから困るわということではなくて、相手のためにどんなサービスを使おうかなというふうな手だてを様々に教えていただければなというふうに思ひますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

では、次の質問にいかさせていただきます。

高齢者対策の充実を求めるという点で幾つか質問をさせていただきたいと思
います。

高齢者の人権や財産等の権利を守ることは、超高齢社会において重要なこと
だと考えます。今後、独居高齢者が増加することが予想されること、さらに認
知症や失語症などコミュニケーションが困難な状態や判断能力が低下した場合
にも、家族や後見人の支援が必要であると考えます。また地域の支援活動等も
重要となり、成年後見制度は高齢社会への対応及び知的障がい者、精神障がい
者等の福祉の充実の観点から、自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマラ
イゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念と調和を旨として、柔
軟かつ弾力的な利用しやすいことを目的としておると思っています。

高齢者の尊厳ある人生とは、自己決定ができること、認知症となっても家族
や地域が支えることで自分らしい人生が全うできること、さらに他者から人権
や財産を侵されないことだと考えます。行政的には、2006年度から市町村が設
置する地域包括支援センターにおいて、相談窓口が置かれ、法的にも権利擁護
に対する積極的な支援を受けることができます。中でも、成年後見制度や日常
生活自立支援事業の利用の支援等が重要となってまいると考えております。

そこで、国は、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症
高齢者とその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日
常生活を過ごすことができるように、成年後見制度の普及利用促進、認知症高
齢者等の権利擁護に関わる人材の育成とその活動を支援する体制の整備、市民
後見人育成、活用推進事業等に対して予算を配備しております。安心して認知
症になれる社会づくりを目指して、明和町の現状と課題をお伺いしたいと思います。

また、権利擁護人材育成事業等は、認知症高齢者等の状態の変化を見守りな
がら、介護保険サービスの利用援護や、日常生活上の金銭管理等の支援から成
年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、認

知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進するものですが、判断能力が不十分になりかけつつある状態のときに支援を行う生活支援員の体制整備や、判断能力を喪失した場合の市民後見人、成年後見人の体制整備について、今、明和町の現状と課題をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 認知症高齢者が、その判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるように、まず成年後見制度の普及や利用促進につきましては、現在、健康あゆみ課まると相談支援係や社会福祉協議会等において相談支援を行っております。

国の成年後見制度の利用促進に関する法律及び成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関の役割を担う機関として令和4年4月に成年後見サポートセンターの開設を予定しており、令和2年度に成年後見制度利用促進検討委員会を立ち上げ、準備、検討を始めております。

また、長期間医療や介護サービスにつながっていない認知症の人を早期受診や介護サービス等へつなぐことを目的として、認知症サポート医、地域包括センターの保健師、主任介護支援専門員で認知症初期集中支援チームを設置し、チーム員会議において支援方法の検討や進捗管理を行っております。

しかしながら、まだまだ認知症に関する理解は十分とは言えないため、認知症についての正しい理解を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援していただくため、認知症サポーター養成講座の開催や、普及啓発として、9月の世界アルツハイマー月間に合わせ、イオン明和ショッピングセンターでの啓発、中央公民館やふるさと会館での認知症に関するパンフレット等の展示を行っております。

また、認知症かもしれないが、どこに受診すればいいのか分からない、どう接していいのか分からないなど、認知症の当事者やご家族の悩みや相談を支援

する機会としまして、物忘れ等認知症の相談会を開催し、認知症疾患医療センター、松阪厚生病院のケースワーカーさんと、それから地域包括支援センターによる専門相談を年4回実施しております。

さらに、おかえりSOSネットワークまつさかでは、行方不明になる可能性のある高齢者の情報を事前登録していただき、事前登録された高齢者には夜でも目立つ反射材シールを配布し、日頃使用する靴やつえ、シルバーカーなどに貼っていただいております。申請時の情報シートは、行方不明になったときに迅速な対応ができるように松阪警察署や松阪地区広域消防組合と情報共有しており、万が一、行方不明になられた場合には早期発見、保護につながるよう、メール配信登録された地域の支援者等に情報発信を行っております。

これらの取組の中で認知症に関する理解を深めていただき、認知症の方やご家族を地域で支えるような社会づくりに努めてまいりたいと思います。

また、認知症高齢者等の権利擁護に関わる人材の育成と、その活動を支援する体制の整備につきましては、生活支援員につきましては、三重県社会福祉協議会においてスキルアップ研修を年2回開催しております。地域の高齢者等の支援を行っていただいております。現在の生活支援員の登録者数は12名で、うち11名の方に実際に支援に入っております。今後、支援が必要な高齢者の増加や、生活支援員だけでは支援が困難な事例も出てきていますことから、その活動を支援していく体制づくりが今後の大きな課題であると認識はしております。生活支援員以外の地域の方々が、それぞれにできることをお互いに助け合う地域づくりが今後大切だと考えており、生活支援コーディネーターによる地域のサロンや活動グループへの働きかけを今後、町としましても支援していきたいと考えております。

また、市民後見人の体制整備につきましては、令和4年に開設予定の成年後見サポートセンターにおいて、今後整備を検討していくこととしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

特に、1つは独居高齢者。この前、私も相談に乗っていただいておりますけれども、本人はちょうど認知症になりかけというときは、本人は自分が認知症であるとは認識したくないのか、分からないのか、そこら辺も分からない。ただ、相談に行くときはいろんなお話をされますけれども、家へ帰ると、相談へ行ったことを忘れるといったことが何遍もありました。やはり私どもとしては、そんなプロじゃないので、そこは深く入っていけないし、ただ人間的なつながりの面で相談を受けたりとかします。そのときには支援センターも行かさせていただきました。社協さんにもご相談に行かさせていただいたり、せっかく弁護士の相談のあれもあったので、まだしっかりしとるやろうと思って弁護士さんとの相談もさせていただいたんですけども、相談したことを忘れている。そこへ行ったことさえ忘れているという、どう進めていったらいいのかというのが非常に分からなかった。その方は、たまたまお身内もおみえになられて、近所にですね。

ただ、これは明和町にこれからどんどん増えてくる課題でもあると思います。高齢者世帯は、もう今3,000世帯ぐらいあるんですかね。それプラス、そのうちどちらかがお亡くなりになってお一人になったときに、その方が認知症であるかどうかというのは、よっぽど人間関係がつながっていないと、その人が特にコロナ禍なんかで外にも出たくない、こうなってくると、テレビばかり見ておって、本人がだんだんと認知症になっていっても、誰も気づかないというようなことがあったり、そこに非常に難しさがあるんですね。

私の対象の方は、入院をされて、骨折で、長期入院してリハビリを少ししとったんですが、その間に認知症にどうもなってしまっていた。自分の母親もそうだったので、きっとそういう事象は分かるんですけども、ケアマネさえその状況がきちんと掌握、今、できていない状況だったような気がします。また、こちらから様々な相談を、ご友人の方にも手伝っていただいて、今、取り組ん

ではいただいておりますけれども、ご友人の方も自分の生活がありますので、全てつながっていろんなことをするという、支援もするというわけにもいけないし、どこまで関わっていいのかというのもなかなか難しい、金銭的なことまでできるのかというのは、なかなかできないです。そういう様々な今回課題が見えましたので、今回こういう質問をさせていただいたんですが。

そのときに、先ほど言われましたように生活支援員さん、今、12名登録があって、11名活動していただいている。すると、明和町で、もう課長さんやったら、どのぐらい独居の高齢者世帯があって、どのぐらい状況が、要するにもう介護に入っているのか、それとも介護に入る前なのかというのは、世帯はある程度掌握されとると思いますけれども、この12人で生活支援員さんは間に合うと思われるのか。どこまで拡大をしたほうがいいのかと思われるのか。この社協において、支援員さんを三重県の社協と言われましたけれども、地元の社協においてこの生活支援員のやっぱり育成を図っていただかないと駄目なんじゃないかなというふうに思います。

ちょっとネットで調べまして、これは笛吹市というところの社会福祉協議会なんですけれども、ここなんかも生活支援員をしっかりと育てますよと、きちんと配備ができるようにこれからやっていきますよみたいな文章が書いてありますが、明和町の社協として、やはり行政がお願いをしてこの支援員さんの増加をきちんとしていかないと、この先どんどんまだ超高齢社会に入っていきますので、ピークは20年ぐらい先になってくると思いますから、その間の体制をどういうふうにしていくのか。そして、支援員さんが入りながら、これはちょっと厳しいなという、ちゃんと相談窓口へつなげていくというふうな体制をしていかないと、非常に厳しいのではないかなと。

先ほど周知といっても、私はこれは関わったんですけれども、その周知はそのときは聞いとるんやけど、全て忘れてしまう。人がつながっていても忘れてしまうということがありますので、そこら辺、もう少し、もう一歩深めるようなそういう体制を取っていただけないかと思うんですけれども。

もしお分かりでしたら、単独の高齢者の世帯はどのぐらいあって、どのぐらい支援というのは課長さんとしては目算で必要かなというのがご理解あったら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 独り暮らしの高齢者が何人かということにつきましては、いろいろな条件がございますので、確実な数字とは言えないと思いますけれども、ただ、今現在の生活支援員さんだけで地域の方を全て支えられるかということはないと思います。ただ、生活支援員さんという形で登録をされていない方でも、各地域でいろいろとご支援をいただいている方もたくさんいらっしゃるということも耳にはしております。ただ、そういう生活支援員として登録していただくことで、いろんな研修を重ねていただいたり、スキルアップをしていただくことで、先ほど議員が申されたように、より専門的な部分で介入を図れるようなところを勉強していただくといえますか、研修を受けていただくことで質の向上につながっていくのではないかと考えております。

こちらは社協さんが中心でやっていただいています、社会福祉協議会さんで単独でなかなかその育成をしていくということを今現在はちょっと難しいということは聞いておりますが、町としましてもある程度サポートもしながら、やっぱりそういった地域で支えていただく方をつくっていくことは必要だと思いますので、今後、町としましても検討に努めていきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） すみません、急な質問で。

ぜひ、今、お友達としてお互いに高齢者同士が支え合っている共助の世界に入っているところがたくさんあると思います。だけれども、やっぱりそれを、それもお互い勉強すると、どこまで関わるとか、どこまで支援することはい

いことなんで、だけれどもここまではやっぱり難しいよとか、そういうのがやっぱり学ぶことによって、お互いきちっとした筋道を引きながら、お互いに共助する社会ができるんじゃないかなというふうに思いますので、この生活支援員制度のちょっと拡充を、ぜひ担当課として社協さんとお話をされまして、ぜひ広げていただいて。今、お友達同士であっても、それをちょっと勉強してみませんか、そしてお互いに助け合いのそういう社会をつくりませんかみたいな感じで進めていただけるとありがたいなと思いますので、一層のご努力をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、日本は高齢化が今急速に進み、終活という言葉が広まるなど、高齢者に相続対策が必要なこと自体はやっと知られてくるようになりました。しかし、実際、何らかの対策が取られているケースは依然として少数にとどまるというふうに日本経済新聞で書かれております。相続対策をしていない高齢者が増えると、遺産分割で、相続というのは争う家族ということで争族になるそうなんです。と呼ばれる深刻な紛争に至ったり、認知症になった者の資産が放置されたり、納税資金の確保ができず、不動産などを手放さざるを得なくなったりする。当事者にとっても、社会全体にとっても好ましくない事態を招いてしまいます。官民を挙げて相続対策についての情報発信を強化し、適切な相続対策を普及させる必要があるというふうに書かれております。高齢者社会が加速する中でも、不要な紛争を予防し、個々人の資産が次世代に有効活用される豊かな社会の実現につながるはずであると。

明和町の取組について、現状と課題をお伺いしたいと思います。

また、国は所有者不明土地問題を解決するため、民法など関連法の改正案を決めました。土地の相続や所有者の住所を変更した際の登記申請を義務化し、違反した場合は過料を課すと。管理が難しくなった土地を国庫に返納できる制度を新設し、持ち主が誰か分からない土地の管理を強化する方針であります。

所有者不明土地は、不動産登記簿を見ても現在誰が持っているか分からない土地で、公共事業や地震、豪雨などの災害からの復旧や民間の土地取引の妨げ

となっております。国土交通省の2017年の調査によりますと、全国の土地の2割で土地の所有者が分からない状況だそうです。約九州1つ分ぐらいが所有者不明になっているというお話です。分からない理由は、相続登記の不備が66%、住所を変更していない例が34%を占めます。

改正案は、適正な登記を促すため、不動産登記の制度を改正することです。これまで任意だった相続と住所変更の登記申請を義務化します。相続は土地の取得を知ってから3年以内、住所変更は2年以内に申請しなければならない、違反すれば相続は10万円以下、住所変更は5万円以下の過料を設けるということだそうです。

面倒な手続を簡単にできる制度も新設をされたそうです。相続人のうち1人が単独で申請できるようにして、負担を減らす。法務局は、住民基本台帳ネットワークを使って、亡くなった人の情報や住所変更が分かるようになります。登記官が死亡情報を職権で表示したり、本人の同意を前提に住所を変更したりもできるそうです。

相続土地国庫帰属法案も新たに提出されまして、相続した土地の管理が難しい場合、一定の条件を満たせば、土地を国庫に返納できる仕組みを導入しました。建物や土壌汚染、埋設物などがいないのかを法務局が審査し、所有者が管理費を払えば返納を認め、複数の人が所有する土地や建物の一部で所有者が分からない場合も、改修や売却ができる制度もつくられます。裁判所が確認した上で公示し、残りの所有者が同意すれば、建物の改修や土地の利用目的を変更しやすくなると。政府は関連法案を成立させまして、公布後2年以内の施行を目指しているそうです。行政のシステムの変更が必要になるため、相続登記の義務化は3年以内、住所変更は5年以内に施行するとのことですが、明和町におけます独居・高齢者世帯に対する相談窓口を充実させるための体制整備や、各世帯に対する周知啓発状況などをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

税務課長。

○税務課長（青木 大輔） 高齢者の相続・登記問題に対する支援事業等についてお答えいたします。

高齢者の相続対策について、現在は死亡届が提出された後の手続の際に相続について案内をしておりますが、とりわけ生前に相続対策の案内は行っておりません。

しかしながら、高齢化が進む中、町としましても相続対策について情報発信し、適切に相続手続を進めていただくことは必要だと考えております。今後、税務署や法務局とも協議の上、情報発信の方法について検討していきたいと考えております。

また、登記簿などの公簿情報を参照しても所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地は全国的に増加しております。これらの土地につきましては、生活環境の悪化の原因やインフラ整備、防災上の重大な支障となるなど、対応が喫緊の課題となっております。

このような課題がある中、2024年までに相続登記の義務化が施行される見込みですが、この制度に関しましては、固定資産税納税通知書にチラシを同封することや、広報紙に記事を掲載することで周知を図っていきたいと考えております。

なお、掲載時期等につきましては、法務局と連携を取りながら決定したいと思っております。

また、明和町における独居・高齢者世帯等からの相続に関する相談については、健康あゆみ課まるごと相談支援係や地域包括支援センターと連携し、相談があった場合は税務課に連絡していただく体制を取っていきます。そして、相談内容によっては、専門機関を紹介するように考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） よろしくお願ひしたいと思います。きめ細やかなやはり体

制を取っていただいて、相続のことにに関して、また土地の登記で漏れがないように、しっかりしていただきたいというふうに要望しておきます。

もう1点が、これも日経新聞に載っておったんですけども、全農地の情報を一元管理という、農水省が言われております。集約や借入を円滑にということで、農林水産省は2022年度から、遊休農地を含む全ての農地の状況を一元管理するシステムの運用を始めるそうです。現状、農地に係る情報は、国や市町村などが扱う主体がばらばらに分かれており、農地の貸し借りを検討する上で必要な最新データを一括で把握できるシステムを通じまして農地集約を円滑にし、新規就農の促進と遊休農地の解消につなげると。新システムは農地の貸借権の状況や農作物作付面積などの情報を集約しますと。例えば新規参入を検討する担い手が、どの農地が空いているか、どの農地なら集約ができるかを検討する際、リアルタイムでニーズに合った場所を見つけやすくなるそうです。農地の貸借権に関する情報は市町村や農業委員会が持つ一方、農家の作付面積や作況など経営に関するデータは農協などで構成する地域農業再生協議会が管理をする。新規参入や農地拡大を検討する担い手にとって、農地情報の確認作業が煩雑になっておりましたが、このシステムに含むデータ範囲をどこまで広げるか今後詰めるというふうな記事が載っておりました。

明和町の特に農地に関しましては、マイナンバーとの連動など、国の方針と合わせるためにも早急な検討が必要だというふうに考えておりますが、方針が出てまいりましたので、担当課長にこのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

農地の相続の関係につきましては、先ほど税務課長が申し上げたとおりでございます。

今、議員申されておりますように、農水省は2022年度から、全農地の情報一元管理システムの運用を始める方向で現在動いているような状況でございます。

農業委員会が作成、管理いたします農地台帳、農地の図面の状況は、現在、全国農業会議所、全国農地ナビにつままして運用させていただいておりますが、こちらを国へ移管しまして、他の機関のデータと併せて一括管理できるよう検討されているような状況でございます。

現在、明和町では独自の農地台帳システムで農地の管理をさせていただいておりますが、公表につきましては、全国農地ナビ、こちらにおいては地図情報のみを公開させていただいているような状況でございます。今後、情報の一元管理システムの情報公開が求められることが予想され、情報開示につきましては、公開する情報データの範囲や取扱いについて、個人情報の保護に関する管理等安全性を確認の上、進めさせていただきたいと考えております。

マイナンバーとの連動でございますが、現時点では農地情報の申請・閲覧についての個人情報は、法務局との登記申請との関連で、システムにおいて非公開扱いとなっておりますため、今後、国の方針に準拠し、必要があればシステム整備を進めていきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ国の方針と併せまして、そういう遅れがないように、しっかり進めていただきたいと思います。

最後に、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の導入についてお伺いをしたいと思います。

認知症の人が事故を起こした際に、本人や家族が高額な損害賠償を求められるケースに備え、自治体が公費で保険料を負担する取組が今広がっております。高齢化が進む中、安心して地域で暮らせるように環境を整える狙いがあります。導入したのは、私が知っている限り、全国で60自治体以上ということですが、お隣、松阪市でも今回導入をされました。ぜひ明和町でも取り組んでいただきたい。この認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に参入していただきたいと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 認知症高齢者等個人賠償責任保険といいますが、認知症の人が他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に自治体が契約者として加入するものでございます。

明和町におきましても、今年度におきまして認知症の方が徘徊されるというような事象も起こっていますことから、導入している近隣市町の状況を参考に前向きに検討いたしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ、そう大してお金も要らんとしますので、町長、来年度ぐらいから入っていただくような考えはいかがでしょうかね、ございませんか。確認をして終わりたいと思いますが。

○議長（伊豆 千夜子） 町長。

○町長（世古口 哲哉） ちょっと松阪市の状況も詳しく聞いておりませんので、まずは近隣の状況とかを聞かさせてもらって、それで、例えば全部町で払うのかどうなのかとか、ご家族がおられる場合とかいろいろあると思うんですけども、どうやってされているのかというのを各それぞれの自治体の状況も調べさせてもらった上ですので、来年度にするかどうかはちょっと、今、この場ですぐにはよう答えさせてもらえませんが、身よりのない人とか、そういう掛けることが、周りの人によって掛けてもらうことが難しいようでしたら、何かあると難しいことも出てくるのは分かりますので、前向きに検討はさせていただきますと思います。

○10番（北岡 泰） ぜひ前向きに検討していただきますようよろしくお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

8番 田邊 ひとみ 議員

○議長（伊豆 千夜子） 4番通告書は田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「脱炭素社会へ向けての取り組みを問う」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（8番 田邊ひとみ 登壇）

○8番（田邊 ひとみ） 失礼いたします。

通告に従いまして質問を行いたいと思います。

まず最初に、コロナ禍において多くの皆様が病気に対して不安な思いをされたり、生活の部分で多くの制限を受けておられる、そういう状況の中で、私たち日本共産党といたしましても、ワクチン接種が進むこと、また治療薬の開発が待たれる中で私たち個人ができること、感染予防に関しまして、換気を行う、マスクの適切な着用、手洗い消毒等々、移らない、移さない行為を心がけていくことが本当に大切であると、このことを改めてこの場所で述べさせていただきます。

本日、質問、失礼しますが、マスク着用で行わさせていただきます。

脱炭素社会へ向けての取組を問いたいと思います。

昨年10月、菅首相が国会で所信表明で演説を行いまして、2050年度温室効果ガス実質ゼロ宣言を発表いたしました。温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロにする政府目標を明記して、政権が変わっても脱炭素の方向性が継続するように法律で定める方向でございます。地球温暖化が進む中で、気候変動による毎年の豪雨災害や巨大化する台風の被害、近年では伊勢市や玉城町、こち

ら明和町でも多くの被害、発生しております。また、新型コロナのような新種のウイルス、新興感染症の出現も地球環境の変化が大きく影響していると言われております。地球温暖化を止めるために脱炭素社会を、これが世界の目標となってきました。今後、ごみの排出量や処理方法等各方面で議論され、実証されていく、このように考えております。

こちら明和町でも第6次総合計画で、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロ、これを目指した取組を進めたいとされております。また、ゼロカーボンシティ三重広域6町、これを目指してということで、構成自治体での協定も結ばれております。

最初にお伺いいたします。

地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けて、明和町としてどのような考えでいらっしゃるのか答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対しまして答弁をお願いします。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

近年の地球環境の大きな変化に対応していくには、世界全体で多くの対応が求められてくるんだろうというふうに思っております。

特に地球温暖化の部分につきましては、気温を上昇させるだけでなく、地球全体の気候を大きく変える気候変動による災害を世界各地で引き起こし、その深刻さから、近年は気候危機という言葉も使われるようになったところです。このまま温暖化への対策を十分に行わない場合、さらに重大化し、取り返しのつかない被害をもたらす危険性が指摘されているところです。こうした地球温暖化の主な要因となる温室効果ガスの排出を、日本では2050年までに実質ゼロとする目標を掲げた中で、町といたしましても、その目標に真剣に取り組んでいかなければならないと考えているところです。

地球温暖化対策及び脱炭素社会の実現に向けた町のこれまでの取組ですが、まず公共施設関係では、各施設の電球等のLED化のほか、中学校建設における地熱を利用したエコベンチの導入や太陽光発電の設置、みょうじょうこども園においても、太陽光発電の設置や太陽光発電を利用した駐車場のLEDライトの設置、防犯灯のLED化、公用車の購入時にハイブリッドカーの導入や軽自動車の導入のほか、庁舎内において各部署に地球温暖化対策推進員を配置し、全職員で毎月、電気使用量の削減、公用車の燃料使用削減、節水、リサイクルの推進のチェックを行っています。

なお、町民の皆様に対しましては、平成26年度まで県補助と併せて、住宅等への太陽光発電パネルの設置補助を行っていた実績もあります。

また、可燃ごみの発生を抑制するため、3R、リデュース・リユース・リサイクルの活動を広報やSNS等、あるいはイベント時などの機会を通じて啓発を行っているところです。

なお、いわゆる生ごみは、重量の7から8割が水分であると言われており、生ごみの減量化のため、これまでも広報等で啓発をしまいましたが、「もうひとしぼり」の水切りをこれからも継続的に周知していきたいと考えています。

また、生ごみ処理機やコンポスト容器などを利用して堆肥化するために、生ごみ処理機等の補助金制度を設けており、今後もいろんな機会を通して周知を図っていきたいと考えています。さらに、集団回収につきましても周知を図ってきたいと考えています。

これらのこれまでの取組に加えまして、このたび6町でゼロカーボンシティ宣言を行ったことから、さらに対策を強化していくため、各部署から提案を求め、各施設のLED化のさらなる推進や太陽光発電及び蓄電池の導入、公用車を低燃費車や電気自動車への移行などの提案が集まってきていることから、今後、取組の検討、実施を図ってきたいと考えています。

さらに、町の二酸化炭素の排出量の削減目標や削減計画を策定していくため、

国の機関の補助金である地域再エネ導入戦略策定支援を7月に採択を受けたことから、今後この補助金を活用し、2050年にゼロカーボン達成できるよう、町を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。

町長が述べられた様々な明和町の取組、とても大切なことだと考えます。特にこのゼロカーボンシティ宣言、他の市町の方から、どんなことを明和町はしていくんやってすごく注目もされておりますので、ぜひともいろんなことをやっていただきたいと思います。

また、ごみ問題等は、住民の側もいろいろ取組していくことが大変重要だと思いますので、それに関しましてこれから質問を続けていきたいと思っています。

数値目標についてお尋ねしたいと思っています。

日本政府は2030年の脱炭素の目標として、温室効果ガス46%削減という目標を打ち出しております。と同時に、50%削減の高みに向けて調整を続けるとも言っております。今、世界的に見ると50%以上を目標としている国もたくさんございますし、私たち日本共産党としても、50%以上をというのを目標として先立っても掲げて、そういう宣言も出ささせていただいております。そういう中で、この46%という数字、かなり、50%もそうなんですけれども、46%という国の数字も厳しい数字なのかもしれませんけれども、できるだけそれに向かうよう努力をしていくことが必要だと考えております。

そして、三重県では脱炭素宣言を2019年12月に出しておりますけれども、その中で2030年度の目標を30%としております。今後、この数字もどのように変化していくのか注目していく必要がありますが、お尋ねをしたいと思います。明和町でこれらの数字をどのように捉えるか。明和町として、現在、数値的な目標を立てているのか答弁願います。

あわせて、先ほど町長が述べられました補助金に関しまして、この補助金の活用、検討についての考え方もお示してください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 現在、明和町といたしましては、数値目標はない状態ではございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたように、町全体の二酸化炭素排出量の削減に向けて、現在の町の炭素排出量の調査や、効果的な削減計画を策定するため、環境省の補助である地域再エネ導入戦略策定支援をいただくこととなりました。この7月の臨時議会でお認めをいただきました地域再エネ導入戦略策定支援委託料は、環境省の支援を活用し、2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロに向けまして、明和町の現状や課題の解決及び、当町ではどのような再生エネルギーの導入が可能なのかといった具体的な方向性の検討を実施いたします。現在、この業者選定のためのプロポーザルを進めておりまして、業者が決定して以降、ゼロカーボンに向けた町の方向性を検討していきます。

この事業につきましては、令和4年1月末までに完了することとされているため、計画策定に当たり十分な検討期間を確保しつつ、スピード性を持って進めていく所存でございます。

業者が決定次第、排出量調査等を行い、数値目標を立てる上で、町ではどのような方法でゼロカーボンシティに向けた施策を図れるのか進めていきたい所存でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁に対する質問。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま答弁していただきました。いろいろな目標を立てていらっしゃるけれども、やはり数値目標がないと、いろいろ計画も立てにくいと思いますので、そういうものを早急に進めていただきたいと思っております。

続きまして、ごみの減量化、プラスチックによる地球環境へのダメージへの対応など、私たちもいま一度見直す時期となってきていると考えておりますので、明和町ではどのような取組をされているのか、順にお伺いをしていきたいと思えます。

日本のごみの実態、明和町のごみの実態について質問を行います。

日本のごみの総排出量は、長期的には減少傾向にあるというようなところなんですけれども、2008年に高効率ごみ発電施設建設を交付金のかさ上げによって誘導する施設を導入して以来、ごみの減少率が鈍っていると、このような報告がございます。令和2年12月に明和町が策定をした一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）、こちらでも報告がされておりますけれども、今、明和町のごみの排出量がどのような状態であるのか、国の状況と併せてお答えいただきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁。

生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） こちら調査をいたしましたところ、全国のごみの総排出量実績につきましては、平成30年度まで公開をされております。まず、平成28年度につきましては、4,317万t、平成29年度は4,289万t、30年度は4,272万tとなりまして、若干減少傾向となっております。

一方、明和町のごみの発生量につきましては、28年度は7,349t、29年度は7,238t、30年度は7,457t、令和元年度につきましては7,228t、昨年度の2年度につきましては7,257tと、ほぼ横ばいの状況となっております。

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

途中ですが、昼食のため暫時休憩したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって暫時休憩をいたします。

1時から再開しますので、よろしく申し上げます。交代をお願いします。

(午前 11時 55分)

(午後 1時 00分)

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 続けて質問したいと思います。

現在、明和町では、燃やすことのできるごみに関して、可燃ごみとして処理を行っておりますけれども、その処理経費は年間どれぐらいになっているのでしょうか。人口比において、1人当たりで換算すると、幾らぐらいなのでしょう。答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいま処理経費につきましてのご質問をいただきましたけれども、明和町で発生した全てのごみのうち、そのうち可燃ごみの量の経費につきましては、処理量の割合での算出をいたしますと、まず、令和元年度の可燃ごみにつきましては5,966 tで、2年度は5,988 tとなりました。そのうち、1人当たりの年間処理経費につきましては、元年度が9,602円で、2年度は9,933円となりました。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。再質問。

○8番（田邊 ひとみ） 1人当たり、年間1万円近い処理料がかかっているということを説明いただきました。

続きまして、コロナ禍のこの1年間、自粛モードが続いておりますが、自宅で過ごす機会が多かったと思います。その影響がごみの排出量に影響しているかどうか、これを答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） まず、令和2年3月から12月の10か月間に三重県が実施をいたしました、新型コロナウイルス感染症に係るごみ処理への影響等に関する調査というのがございまして、その調査によりますと、10か月間の実績を前年の同月との比較を出した結果、家庭系のごみが104%、事業系ごみは96%となりまして、全体の量としましては102%の増加と算出されております。

また、平成30年度の伊勢広域への搬入量6,795 tのうち、家庭系ごみ量は4,751 tと約70%だったのに対しまして、令和元年度は、搬入量6,658 tに対しまして5,344 tで約80%、令和2年度は、搬入量6,769 tに対しまして5,493 tで約81%となり、おっしゃるとおりコロナ禍でのホームステイによる各家庭からの可燃ごみや粗大ごみが増加したためと考えられております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。やはり、コロナ禍の自粛モードの影響というのが出ているというのが分かりました。

ごみの量に関しましては、個人個人のやっぱり私たちの生活のやり方によってもいろいろ調整ができると思うので、こういう部分というのは、本当、私たちも考えていかなければいけないということを改めて考えております。

続きましての質問とします。

プラスチックごみの量についてお伺いをします。

一般廃棄物処理基本計画を見てみますと、ごみの排出及び再資源化状況という項目がございまして、プラスチック製の容器、包装類やペットボトル、資源になるものの状況が記されております。

平成26年から平成30年の状況は、徐々に減少傾向もしくは横ばい状況であるという感じで私も捉えておりますけれども、令和の資料等は記されておられませんので、傾向としてはどのようなのでしょうかというのを伺います。

また、コロナ禍の影響により、自宅にいる機会が多いということで、私も主婦なんですけれども、パック入りのお惣菜を買ってきたり、お弁当などのテイクアウト商品も多く利用しているという現状もありますので、プラスチック資源のごみの量が増えているのではないかとも思っております。

答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） このいわゆるプラスチック類の処理量につきましては、平成30年度は68 tであり、令和元年度も同様に68 tで、昨年度、令和2年度につきましては、その他プラスチック類の処理量につきましては75 tとなりまして、前年度よりも約1割の7 t程度増えました。

この増加の原因につきましては、議員さんが予想されているとおり、コロナ禍により自炊が増え、その他プラスチックの発生量が増加したためと考えられております。

なお、ペットボトルの処理量につきましては、同じく伊勢広域への搬入実績では、平成30年度、令和元年度、令和2年度の3年間とも、いずれも27 tのまま推移しておりまして、横ばいの状況となっております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） やはり私も主婦の肌感覚として、プラのごみという、そういうのを排出するという、多いと感じておりましたけれども、今その状況をお伺いして、そういう影響があるということが分かりました。

プラごみに関しまして、国の2050年の目標に向けて、プラスチックを燃やさないためにどう考えていくのかということに関して質問を行いたいと思います。

プラスチックの大量生産と焼却処理に伴い、発生するCO₂は、地球温暖化

を加速をさせております。また、プラスチックに代わるとされている紙やバイオマスの素材の製品も、過剰な生産が新たな環境問題を引き起こすと、このように言われております。原材料である食物や木を栽培するために、原生林が伐採をされて農地化をされる、これも大きな問題となっております。

さらに、日本国内でのプラスチックのリサイクルは、処理全体の16%と言われております。素材の品質や機能の低下、こちらのほうも改善していく必要があつて、また、たとえ改善がされていっても、廃棄物を大量に発生させたままでは、その処理はいつか破綻してしまうのではないかと考えております。

2019年に、国はプラスチック資源循環戦略、これを策定しております。それを踏まえて、従来から分別回収していた家庭の容器、包装プラごみに加えて、おもちゃや玩具、食器、日用品等のプラスチック製品についても、プラスチック資源として、市町村が一括回収する仕組みを作るなどとする、プラスチックの資源化を促進するプラスチック資源循環法、これが成立をして、来年4月の施行予定となっております。脱炭素社会の実現を目指すそのために、世界的に見ても、脱プラスチックを目指す方向で動いていると考えられます。

さきにも申し上げましたが、日本ではプラスチック製品などのリサイクル率が低いと言われておりますが、明和町はどうなんでしょうか。まず、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ご質問いただきました明和町でのプラスチックのリサイクルにつきましては、令和2年度では、再資源化量を全体のごみ量の割合から計算をいたしますと、約13%程度でございます。議員さんがおっしゃった国のリサイクル率の約16%よりも3%ほど低くなっております。

ただし、この理由につきましては、ごみの全体量とリサイクル可能なプラスチックの割合から算出をするものでございまして、特に都心部につきましては、全体のごみに対するプラスチック類の比率が多くなる傾向がありますので、プラスチックリサイクルにおける当町の数値は低くなってきております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 先ほどの答弁にもございましたけれども、明和町は都心部に比べリサイクル率は13%と低いということなんですけれども、三重県の資料見てみますと、製造業の多い地域でのCO₂の排出量が多いと、そういう現状もございます。

私たち個人個人がプラスチック製品を使うということが、そういうデータにもつながってきているのではないかと、そのようにも考えられております。CO₂削減に向けて、新しいプラ製品を作らせない、プラスチック製品をいかに効率よくリサイクルしていくか、こういうことも、これから私たちが問われていく課題ではないんでしょうかということをお願いしたいと思います。

その中で、明和町のごみ処理基本計画の中で、基本理念と基本方針がうたわれておりますけれども、その基本理念、「ごみ減量と適正処理により明るく環境との調和をめざす町」という中で3つの基本方針が書かれておりますが、その中で1番に上げられております3R、町長も最初におっしゃられましたが、それについての考えについてお伺いをしたいと思います。

国は、循環型社会形成推進基本法、これに基づいて「循環型社会への新たな挑戦～第2次循環型社会形成推進基本計画がはじまりました～」というパンフレットを作っております。生産、これ、製造・流通なんですけれども、それと消費・使用、廃棄、処理、それぞれの段階において、天然資源の消費の抑制を図るために、3R、リデュース、リユース、リサイクルを優先するという位置づけをこのパンフレット等で明確にしております。

明和町におかれましても、ごみ処理基本計画の中で、3Rの実践、推進、これを基本方針の1番目に据えておられるということで、これの実践に向けてどのようなことを取り組まれていかれるのか、答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 町の一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）により、

3 R、リデュース、リユース、リサイクルの今後の考え方と実践していく取組についてお答えをいたします。

まず、リデュースの考え方につきましては、1つ目に有料化への検討がございます。

現在、事業系ごみにつきましては、伊勢広域環境組合へ搬入し、単純比例制により課金をして、直接納入方式により処理料金を徴収しております。生活系のごみにつきましては、燃やせるごみ及びその他プラスチック製容器、包装類は、町の指定袋に入れて排出をしております。生活系ごみの有料化につきましては、減量化施策等の効果を踏まえ、排出状況に応じまして調査検討を行っておりますが、排出量が増加しないよう啓発をしていくことが必要です。

リデュースの2つ目につきましては、環境教育、学習啓発がございます。

これは行政から各家庭へ配布する広報誌や、ごみ排出日を指定した案内、地域での住民説明会などを利用した環境教育や啓発を実施していきたいと考えております。また、小学生などの児童や生徒を対象に、ごみ処理施設の見学等を通じて、ごみ処理の現状、リサイクルの仕組み等の説明を行い、ごみの発生抑制等に対する意識を高めていきたいと考えております。

次に、リデュースの3つ目でございます。こちらは生ごみの削減でございます。

当町から発生する焼却ごみのうち、4割を占めていると推定されます生ごみを削減するために、家庭において生ごみを出さない調理の実施や、水切り及び乾燥の徹底、生ごみ処理機を利用した減量化を図るとともに、住民及び事業者のこういった活動が推進されますよう、自ら一事業者としても減量化に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

また、未利用食品や食べ残しなどの食品ロスに対する減量化対策を強化していきたいと考えています。また、事業者においては、食品のリサイクル法の趣旨に沿った減量化を促進していきます。

リデュースの4つ目といたしましては、マイバッグ運動があります。

これは地域内の商工会や住民団体等と協力し取り組んでおりますマイバッグ運動、買物袋の持参運動を継続、推進をしていきます。

次に、リユースでは、リデュースとも重複をいたしますが、先ほどご説明をいたしましたマイバッグ運動がございまして、さらに町民の皆さんに浸透していくよう、さらなる啓発による周知が必要と考えております。

次に、リサイクルであり、ごみ分別の推進です。

これは可燃ごみ等に含まれる資源物の分別促進を図っていくものでございまして、特に可燃ごみに含まれる雑誌類について分別していただけるよう啓発を行っていきます。

以上、明和町一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に記載をいたしました活動を行うとともに、状況に適した処理対応を伊勢広域清掃組合及び伊勢広域管内の構成市町と共に検討を続けていきます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 基本にごみというのは、各家庭から出るものであり、また事業所、企業から出るものであるということで、やはり出す側の考え方というの、しっかりとこれから考えていかなければならないと。これ、当然のことやと思っております。

それに対して、啓発事業なり、いろいろな提案を行政のほうからしていただくということは、やっぱり我々住民側からとしても、すごくありがたいことやと思いますもので、これからも継続していただきたいと思います。

ごみの有料化というものは、また住民の暮らしに直撃してくる問題ですので、慎重な検討をお願いしたいのと併せまして、事業系のごみに関しましては、他の自治体と比べると、この伊勢広域の処理料というか、あれはちょっとお値段がお安いのかなという指摘も私聞かせてもらったこともありますので、そういう部分は今後の検討課題として、また私たちも声を上げていきたいと思ひますし、していきたいと思ひます。

また、生ごみ削減であったりと、いろんなところもありますけれども、特にリデュースという、ごみの発生抑制、これ、大きな問題だと思っておりますので、私たちも含め、住民も含め、真剣に取り組んでいきたい課題だと考えております。

次の質問にいきます。

今の日本では、ごみは焼却処理が本流であるために、国が焼却施設の建設に多くの交付金を出しております。そのやり方自体が脱炭素社会を目指す世の中の流れと矛盾するものでございまして、これからはプラスチック資源循環法に基づいてごみ処理施設の整備計画も抜本的に見直されていく、そう考えられると私は思っております。そして、またこのごみ処理施設の問題は、今後の大きな課題だと捉えております。これに関係して、今のごみ処理について質問を行います。

自治体財政から考えるごみ処理について、今、世界一高いごみ焼却率の日本と言われておりますけれども、たとえごみの量があまり変化をしなかったとしても、たとえごみの量が少なくなってきたとしても、その処理費用は高額なものとなってまいります。ごみの収集におきましても、ガソリン代や運搬費、人件費等、行政の負担や住民の負担が増える可能性がございます。ごみ収集も、こちら明和町でもそうですけれども、将来的に民間委託へ変わっていくと、そういう計画もございます。そのときにどんな負担増が発生するのか、このことも心配されております。

そこでお伺いをいたします。

自治体財政から考えると、どのようなごみ処理が理想的であるのか、これをお尋ねしたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 今、どのようなごみ処理が理想的かということでご質問いただきました。

これにつきましては、これまでの啓発や周知をさらに工夫することによりまして、町民の皆様のご協力をいただくことによって、効率的なごみの収集や分

別及び再資源化の徹底がまずは必要だと考えております。そして、ゴミの排出量を減少させ、処理費用を減少させていくことが、適正で理想的なごみの処理につながっていくと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 理想的な形に持っていくためには、住民の協力も必要ですし、行政も一緒、言うてみたら明和町が一丸となってやっていかなあかん大きな問題だと思いますので、そのための工夫、今後とも継続をしていただきたいと考えております。

続きまして、ごみ処理施設という関係で、伊勢広域環境組合清掃工場の建設計画についてお尋ねをいたします。

2027年度の稼働を目指しまして、伊勢地域のごみ処理施設の建設の計画は進んでおります。現在のごみ処理施設は、日量240 tものごみを焼却する能力がありまして、年間2万5,720 tもの大量の温室効果ガス、これを排出しております。

これに対しまして、新しいごみ処理施設の計画案は、日量205 tのごみをストーカ炉により焼却する方式となっております。この計画案におきましては、ごみの処理量を2030年度は11.7%減らす。2045年度は16.8%減らす。これは2015年度の比較ということと、こういう前提となっておりますけれども、新しい施設が排出する温室効果ガスは、令和3年冬頃に公開予定の環境影響評価準備書内で提示予定ということで、まだはっきりした計画は私の耳には入っていないんですけれども、単純な計算で正確なことは言えないとは言いますけれども、仮にごみ処理量とガスの排出量が比例すると仮定をいたしますと、気候危機を回避をするためにガスの排出を大きく削減していくことが求められる今の時代に、さきに述べたこの数字のままで本当に大丈夫なのでしょうかという疑問が生まれております。

先ほども申し上げましたけれども、焼却中心のごみ処理行政からの転換、こ

れが求められている時期でございます。果たして、この計画がこのまま進められていっていいのでしょうかという声の関係する市町の皆さんから上がってきております。

そこでお伺いをします。

このごみ処理場計画は、今後どのようなスケジュールで進められていくのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 今後のスケジュールにつきましては、令和3年度中にごみ処理施設整備基本計画の策定、令和3年度から4年度にかけて環境影響評価の作成、令和4年度から5年度にかけて事業者を選定し、DBO、いわゆるデザイン・ビルド・オペレート方式で事業を進める予定でございます。

DBO方式は、既にご存じのこととは思いますが、簡単にご説明をいたしますと、行政が国の交付金や低利な公債費等を調達し、民間事業者に施設的设计・建設と運営・維持管理を一括で担わせるといった方式のことでございます。

そして、事業者の選定以降、令和5年から令和9年度に施設整備を行い、令和9年度10月に供用開始を予定しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 計画及びDBO方式の説明もしていただきました。ありがとうございます。

続けて、これに関して質問してまいります。

新しいごみ焼却施設は、焼却の熱によって発電を行い、その電気を売る形になるということを聞いております。これの説明をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） この電気を売るシステムにつきましては、場内のエネルギー利用や場外エネルギー利用で得た発電余剰分の電力は、電力会社

へ売電をする計画でございます。

売却方法につきましては、売却単価が可能な限り高くなるように売却先を検討いたします。

なお、売電の収入につきましては、複数のプラントメーカーのアンケートの調査結果では、FIT制度を利用した場合、20年間で約50億円の収入が見込まれているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） この発電をして売電をするというので、私、松阪市のほうの処理施設のほうも見学をしに行って、やはり人間が生きている以上、ごみはなくなるので、こういうことも、効率のよい環境に対しての電気を売る一つの手法であるんだという説明も受けておりますけれども、今後、プラスチックごみを燃やさないという方向に世界中が動いていく中で、この方式が果たしていいのかどうかという疑問の部分はございますので、これについて私も今後も勉強していきたいと思っております。

そして、この新しい焼却施設のことなんですけれども、施設の総事業費は、設備メーカーのアンケートによりますと、504億円というような金額が提示されております。設備会社の声ですので、今後これがどう変動するか分かりませんが、同じ規模での施設が松阪市では219億円、こういう金額でできているということも出てきております。これはいろんな社会状況もあって、単純に比較できる数字ではないと、これは理解をしておりますが、この金額の違いについてもいろいろなことを思っております。

また、現在、建設のための毎年6億円の基金、こういうものが積まれているんですが、それが本当に妥当なものであるのかどうかと、こういう声も近隣市町の皆さんから上がっております。また、運営・維持管理に、将来、住民の負担が増えていかないのかどうか、こういうことも心配されております。住民の皆さんが納得できる施設になることが必要なんではないでしょうか。

住民の負担が少なくなるような事業費にしてくださいとの声が多数上がっております。このような皆さんの不安の声に対し、明和町としてどのように考えておられるのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） この総事業費につきましては、伊勢広域環境組合ごみ処理施設基本計画（案）を作成するに当たりまして、複数のプラントメーカーへのアンケート調査の結果によるものでございまして、事業費としまして確定をしたものではございません。

建設のための毎年の各市町からの基金積立てにつきましては、建設費への負担の平準化を図るため実施をしているものでございまして、各市町で建設費の負担割合に応じて負担をしております。

施設整備におきましては、国の交付金や交付税措置も活用をしていきます。町としましては、当町の負担や町民の皆様の負担が過大とならぬよう、組合に要望をしております。

また、適切な規模、価格で入札をしていくこととなりますため、この点につきましてはご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 住民負担の軽減のために、今も要望していただくというのを答弁をいただきました。住民の負担軽減のためにも、今後ともしっかりと取り組んでいただいて、適正価格となるよう精査を求めたいと思います。

併せまして、ごみ処理施設というのは、住民の生活に本当に密接につながってきているものでございます。先だっても、住民説明会、伊勢市のほう、小俣町のほうでしたかね、1回あったというんですけれども、説明会がいかんせん少ないんじゃないかと、そういうような声も上がってきております。事業の進め方とか計画など、きちんと住民の皆さんにお知らせしていく、これが大事で

ある、私もこのように考えております。後から住民の皆さんが困らないように、しっかりと説明を求めたいと思います。これはやはり行政の責任でもあると思っておりますので、この場所で要望として言わせていただいております。

次の質問へ入ります。

ごみ処理方法の転換について。新しく建設される予定の施設について、明和町含め関係する各市町の住民の皆さんから、脱炭素社会にふさわしいごみ処理施設にしてください、こういう声も上がっております。プラスチック製品を燃やさない方向の新しい法律ができたことにより、燃やすごみの量が減って、発電の計画等にも当然影響が出てくると考えられます。

現に、施設のごみ処理施設の基本計画案の中にも、廃プラスチック類の減少による発熱量の低下に関する記載もございます。新施設の売電量に少なからず影響がある、このように想定をされております。しっかりと計画を立てたごみ処理施設の建設を行うということで、無駄な施設は造らない、これが大事なのではないのでしょうか。

焼却施設の費用を削減をしていく、その浮いたお金で福祉や教育などの住民サービスを向上させていこうじゃないかと、こういう取組をしている自治体も現にございます。

ごみを燃やす処理方法からの転換に関しまして、明和町は今後どのように考えていかれるのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） この脱炭素社会の実現に向けて情勢が大きく動く中、国の動向を注視しまして、脱炭素社会に相応しい施設となるよう考えていきたいと考えております。

国のプラスチック資源循環戦略に準じまして、ごみ処理施設整備基本計画（案）にも掲載がされておりますけれども、廃プラスチック類をマテリアルリサイクル推進施設で処理をし、再資源化を目指すことにより、ごみの減量化や発熱量の低下を目指すものでございます。

ただし、最終的にはマテリアルリサイクル推進施設で精製される破砕可燃物や選別可燃物が発生することから、全く物を燃やさずに処理ができるといったものではないので、こちらはご理解いただきたいと思います。

廃プラスチックを含むごみの減量化につきましては、組合や構成市町と連携し、処理費用につきましても、さらに削減できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 新施設にも、プラスチック等々のマテリアルリサイクルできるような施設も併設されてできると、このことも聞かせてはもらっておりますけれども、今後とも、先ほどの答弁にございましたが、自治体同士の連携もしっかり図っていただいて、先進の自治体の例など研究をしていただいて、より一層、住民のための施設になるように計画を進めていていただきたいと思います。

また、新しい法律によって、ごみ処理の形がどんどんこれからも、特にこの1年間でいろんな法整備もされて変わっていくと思います。そのさなかでの処理場の建設というのは、全国から注目もされていると考えてられております。脱炭素社会の実現に向けて、それに背を背けるような施設にならないよう、しっかりと計画を進めていていただきたいと思います。明和町からも、このことをしっかりと声を上げていていただきたいと考えます。要望としておきます。

その中で、プラスチックごみの対策ということで、質問させていただきたいと思います。

ごみの減量化問題の中で、プラスチック問題、大きな課題でございます。答弁の中にもございましたが、プラスチックの処理の中でリサイクルをするというやり方は、皆さんもご存じの方法がたくさんございます。

リサイクルの方法には幾つかあって、リデュース、リユース、マテリアルリ

サイクル、ケミカルリサイクルなど、それができない廃棄物の処理のためにサーマルリサイクル、これが今日本で行われております。これはプラスチックなど燃やして、その熱をエネルギーとして発電したりするやり方でございます。

このサーマルリサイクルというものは、日本で作られた言葉でございます、日本独自の考えで、海外ではそもそもリサイクルとみなされていない、こういうことで問題視もされております。

結局、現在の日本では、プラスチックを大量に燃やしている、こういう現実もございますし、また処理しきれないプラスチックのごみがマイクロプラスチックとして海に流れていたり、空気中を浮遊しているという、そういう話も聞いておりますので、大きな問題になっていると、こういうことも聞いております。

また、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクル、これを行いましても、資金やエネルギーが相当かかってくる、こういう問題も抱えていると聞いております。やはり、プラスチックごみの問題を根本的に考えるには、リデュースやリユース、これを中心に考えて、作らない、使わない、そして、完璧に回収を行う、こういう方向で今後は考えていかなければならないと私考えております。

人が作ったCO₂の排出量を2050年前後に正味ゼロにしていくというのは、大変厳しい目標ではございますが、私たちはそれに応えていく必要があるということを見ると、社会の在り方自体を変えていかなくてはならないと考えます。そのためにごみの発生抑制を基本的な考え方としたEPR、拡大生産者責任、これを明確にした法律、この仕組みを作って実行していくことが必要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

これ、大きな問題ではございますけれども、このことを国や県に積極的に働きかけて実践していく明和町であることを求めたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） このプラスチック等の発生抑制していくことは、重要なことであると考えております。その中で、E P R、いわゆる拡大生産者責任につきましても、一つの手段ではあるかと思えますけれども、ごみの発生抑制を図るには、様々な要素の組合せが必要であると考えております。

そうした中で、E P Rに特化した形で国や県に働きかけることは、現時点におきましては時期尚早な部分もあるのではないかと考えております。

今後、国の情勢等を見ていく中で考えていきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 時期時期、いろいろなやり方があると思うんですけども、しっかりと国の動向、世界の動向を見据えて、明和町として今後できることがあれば、率先して進めていっていただきたいと思えます。

そして、今の質問に対しましても、明和町見てみましても、ごみ処理問題に関しまして、行政側として様々な計画を立案をしていただいて、実践していただいている、このことは十分承知をいたしました。自治体職員の皆さんのごみ問題に関する様々な努力に、私たち住民側としても協力と努力、これを続けていかなければならない、このことも、その思いも、今、今回の質問で強くしたところでございます。

三重県の「ミッションゼロ2050みえ」、こういう宣言の中にも書かれておりますけれども、SDG sの基本的考えである「誰一人取り残さない」、この精神の下に、将来にわたって健康に安全に安心して暮らすことのできる地球環境を守ること、そのためのごみ削減、三重県ならでの、そして明和町ならでの豊かさを享受できるような新たなステージに進むためにも、積極的に行動していくことが大切だと考えております。

先だって、「ごみ問題こうして解決ー循環型社会めざして」、こういう本を執筆をされました日本共産党の元国会議員、そして、ごみ問題の研究者である

岩佐恵美さんがこちらの三重県伊勢市のほうにいらっしゃいまして、直接お話を伺うことがございましたが、彼女が言うには、我が町をどう作るか、これが大事である、一人一人がこれを考えていくことが大事である、このようにお話をされました。

自分自身、そして、明和町の住民全員が、これから今後のごみ問題、真剣に取り組んでいく、その必要があるということ、改めて感じましたということを経験に述べさせていただきまして、本日の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。

しばらくお待ちください。

2 番 松本 忍 議員

○議長（伊豆 千夜子） 5番通告者は松本忍議員であります。

質問項目は、「安心安全なまちづくりについて」の1点であります。

松本忍議員、登壇願います。

（2 番 松本 忍議員 登壇）

○2番（松本 忍） すみません、マスクを取らせていただきます。

議長から登壇のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、安心安全なまちづくりについて、一般質問をさせていただきます。

まず、都市計画マスタープランの見直しについてお伺いします。

都市計画マスタープランは、町の都市計画に関する基本的な方針として、明和町総合計画や各種の関連計画を踏まえ、まちづくりの理念と目標、骨格軸として、土地利用の基本的な方向性を示すものです。

その中、今年は前回の計画から10年が経過し、見直す年となっています。今回の見直しに、町長はどのような具体的なビジョンをお持ちして見直しを行われるのでしょうか。町長のお考えをお聞きします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本忍議員の質問が終わりました。

これに対して、答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ご質問いただきました都市計画マスタープランにつきましては、平成8年度にスタートし、平成22年度に改定を行い、20年後の平成42年、令和ですと令和12年を目標年次に定められた計画で、中間である令和2年に見直しを予定した計画となっております。

改定から10年が経過する中で、町の土地利用を取り巻く環境も変化しており、津波想定区域の見直しや役場周辺の宅地開発、斎宮・明星地内での宅地開発など、急激に変化をしてくれております。

このことから、町全体の目標や土地利用の基本的な方向を一部見直しする必要がありましたが、三重県が策定する区域マスタープランの改定や、明和町の上位計画である第6次総合計画が令和3年度からのスタートとして策定されることから、総合計画の考え方を見ながら都市計画マスタープランを策定することとし、令和3年度から策定を開始いたしました。

策定に当たっては、町の若手職員を中心とした検討委員会を開催し、町の将来をイメージして、どういった計画にすべきか検討を開始したところであり、一定の素案ができましたら、議会や町民の皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

私としましては、現在の都市計画マスタープランの内容を踏襲しつつも、特に基本方針の中で、人口減少社会の中で、住環境の整備により人口維持を図ることや安心安全対策の強化、商業拠点エリアの拡充検討などに取り組む中で、第6次明和町総合計画に掲げる「住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む歴史・文化のまち 明和」の実現に向けて、まちづくりに取り組んでいきた

いと考えており、必要に応じて、平成27年4月に決定した明和都市計画特定用途制限地域も見直していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この2年間をかけて、多くの皆様からのご意見等を踏まえて策定に当たっていききたいと考えているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

松本忍議員、再質問ございませんか。

○2番（松本 忍） ありがとうございます。分かりました。

では、その都市計画マスタープランの中で、地域の特性に応じた合理的土地利用が行えるよう、特定用途制限区域を設定し、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めますが、この中でお尋ねしたいと思います。

特定用途制限区域の中に、既存工業団地とその周辺、一定規模の土地などで、新たな企業、産業の誘致や移転などを想定した産業集積地区の設定がありますが、今度の見直しの中で、例えば海岸から離れた地域の集積は検討されているのでしょうか。

また、工業団地などの誘致については、津波想定区域内への誘致は難しいことが予想されております。例えば、南部丘陵地など検討されているのでしょうか。現時点ですが、分かる範囲で構いませんので、教えていただきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 特定用途制限地域のうち、産業集積地区についてのご質問をいただいたかと思えます。

企業の工業団地などで新たな進出判断に当たっては、南海トラフ地震の津波想定区域内かどうか大きく影響があると思われれます。しかし、全国的には津波想定区域内であっても、業種によりましては進出する企業があるといった自治体も見受けられております。こういった状況もしっかり見極め、そして企業のニーズを聞き取りながら、企業誘致に当たっていききたいと考えております。

また、海岸から離れた南部丘陵地などの検討についてご質問いただきました

が、企業進出には、この水道などのインフラ環境のほか、条件、タイミングなど様々な要素が考えられており、現時点で南部丘陵地への具体的な計画はない状況でございます。

しかし、当該地域も含めて町内で可能な場所の検討を進めておりまして、一定の可能性があれば、今回の都市計画マスタープランの見直しにおいても反映をしたいと考えており、産業集積地区としての位置づけも含めて、全体通じて今後検討していくこととなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 分かりました。ぜひ、今後策定する中で、企業側のニーズを的確に把握していただき、津波想定区域を考慮しながら、様々な地域の検討をお願いいたしたいと思ひます。

その際に、産業集積地区の出店に当たっては、当然地元の意向が重要となっております。新たに設定する企業がある場合、地元説明はどのように対応していく予定なのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 今回の都市計画マスタープランの策定、修正に当たりましては、現在の特定用途制限地域の見直しも含まれておりますが、この地区設定に当たりましては、様々なご意見をいただく中で策定していくこととしております。

この中でも、産業集積地区の設定に当たりましては、住宅や店舗等の建築に制限がかかることから、地域住民の皆さんの意向を反映することが必要であります。今後策定していく中で、大規模な区域にわたって新たに設定する場合などにつきましては、必要に応じて地元など関係者に対する説明も行う必要があると考えております。

地域の皆さんの意見を十分に反映しながら、都市計画マスタープランを策定していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） それでは、特定用途制限区域の中で、もう一点お尋ねします。

地区設定の中では、農地や住宅などの田園居住地区があります。この地域について、他の地区以外では、良好な営農、自然環境の保全とともに、これらと調和した良好な集積環境の形成を図ることにあります。

また一方で、農業振興区域整備計画による、いわゆる農振区域がありますが、これらと都市マスタープランの関係性について、設定から年月が経過する中で整合性が取れてない地域が多く見られると思います。

今回の見直しについてどのように考えているのか、都市計画部署と農業振興部署との連携は図られているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 特定用途制限地域の田園居住地区につきましては、議員からもありましたように、農業における営農や自然環境の保全をしながら、良好な集落環境の形成を目指した地域となっております。

明和町におきましては、ここ数年、役場周辺や町の南部において小規模住宅団地等の開発等も活発になっておりまして、住環境地区だけでなく、宅地開発等が継続して行われている状況でございます。こういった状況も踏まえながら、一方で優良農地の確保などのために、農業振興地域整備計画やその他計画との整合性を図りつつ、現在策定中の都市計画マスタープランを策定していきたいと考えております。

担当課でございます産業振興課とも随時連携しながら、この計画策定を図ることとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 都市計画マスタープランでは、町の発展的な未来を計画していただき、そして、次回の農振区域の特別管理では、整合性の取れた線引きをしていただくよう要望して、次の質問に移ります。

次に、県道及び町道の相互移管についてお伺いします。

昨年からは町道と県道の相互移管について着手しておられますが、現在の進捗状況についてどのようになっているか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ご質問の内容は、令和2年3月に明和町内における県道及び町道の相互移管に関する覚書の進捗状況として、お答えいたしたいと思えます。

この覚書の対象路線については、令和2年3月26日の全員協議会にて移管図等の資料により説明をさせていただきましたので、詳しくは資料のほうをご参照ください。

令和3年3月に覚書に基づき、県道大淀東黒部松阪線の一部を町道に、町道大淀大霜線の一部を県道となったところでございます。

今後につきましては、明和中央線につきましては、行部地内の道路改良工事の完成、それから坂本前野線については、須田地内の道路改良の工事、それから竹神社前交差点改良工事の完成が、共に令和5年に完了する予定です。その後、令和6年以降に相互移管をしていく予定でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） それでは、次に、今回県道に移管されています坂本前野線、明和中央線の未完了区間の事業計画についてはどうなるのでしょうか。教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 今後の計画につきまして、都市計画マスタープランに入れていかなければならないところがございますが、県道となることから、県と協議した上で検討することとなるので、今現在、どのような形になるかは明確にお答えできない状況でございます。県道移管を控える中で、県と協議を進める中で整備の考え方を示していきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 現在作成しています、県と協議して都市計画マスタープランに入れていくということですが、以前から計画されていた坂本前野線のバイパス、明和中央線の役場東交差点から有爾中交差点、以前、町の計画の近鉄跨線橋も当然計画に入れるのでしょうか。確認をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） その2点の計画につきましても、県道となるため、県と協議した上で今後のマスタープランの中に示していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 県の事業なんですけれども、町としましては、今までの積年の事業実施の思いがありますので、県事業での実施に向けて全力で取り組んでいただくよう強く要望し、次の質問に移ります。

次に、簡易水道施設の活用についてお伺いします。

まず、以前、簡易水道等に活用されていた箇所は、何か所あるのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 簡易水道施設の箇所数ですが、昭和59年に町で作成をいたしました水道台帳によりますと、上水道未整備の当時、自治会で運営をされていた簡易水道が18か所、小規模水道が8か所、専用水道が3か所の計29か所がございました。

その後、町の上水道整備が始まり、上水道の給水開始とともに簡易水道は順に廃止をされていきました。そして、平成19年までに手続き上は自治会運営の全ての施設が廃止をされました。しかし、廃止後は飲用ではなく、雑用水として利用されていた自治会もあったかと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） それでは、施設跡の現在の状況を把握しているのですか。

また、その施設を防災井戸として活用は考えられませんか。お伺いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 簡易水道施設につきましては、当初より自治会で運営をされてきた施設でございますので、廃止後の施設については町としても関与をしておらず、現在の状況については把握しておりません。

防災井戸としての活用についてご質問いただきましたが、まず町の災害時に給水の考え方についてご説明をいたします。

明和町にあります4か所の水源地と1か所の配水池には、緊急遮断弁が設置されており、震災時には、この緊急遮断弁が作動して配水を停止する構造となっております。

配水タンク内に飲料水を確保した各水源地を給水拠点として位置づけ、現地での給水袋による配布や、給水車による避難所への運搬により、飲料水を確保することとしています。

したがって、災害発生などの非常時の飲料水の給水計画上は、旧簡易水道施設の利用については考えておりません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 飲料水は、最低限、町が確保していかななくてはならない最低水準の責務ではありますが、災害時、断水すれば飲料水以外、そのほかの水の必要も多くなってくると思います。昔からの集落であれば、かなりの家で井戸

を持ってみえると思います。しかし、上水道の配備以前に開発された団地では、全く井戸がないと思います。しかし、そこには、その区域の当時飲料水の確保のため造られた優良な施設があると思います。そこを有事の際、活用できればいいのではないかと考えています。

私の家には昔からの井戸があります。ふだん庭の散水に利用していますが、断水になったときには発電機等で水が確保できます。恐らく簡易水道等の施設は、自治会の所有が多くなっていると思います。そこに1本、家庭ポンプを据えておけば、発電機さえあれば、すぐ地域の皆さんの水源地となると思いませんか。

また、そのような井戸に消防の吸管が接続できるようにしておけば、消防水利としても使えるようになると思いますけれども、どうでしょうか。町長のお考えをお聞きます。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 生活飲用水につきましては考えておりませんが、生活用水と飲料水の考え方がなかなか、水道の蛇口から出すと飲料水と思うて飲んでしまってもあかんということで、生活水として引くかということ、なかなかそこ難しいのかなという部分はあるんですけども、防災の関係で使うということであれば、自治会のほうから相談等いただければ相談に乗るということはあるかというふうに思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 飲料水以外にも、かなり水としては必要になると思うんで、その件、よろしくお願ひしたいと思います。

町としての有事の際に備えて、最低限、有無の確認、そして状況の確認は必要だと思います。調査を実施していただくことを強く要望いたします。

また、自治会から防災井戸の要望があった場合は、丁寧に前向きな対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

耕作放棄地についてお伺いします。

まず、どれだけの耕作放棄地があるか、現在、把握しておられるでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） お答えさせていただきます。

耕作放棄地に対してでございますが、耕作放棄地の現状につきましては、現在、明和町では農地が2,063haございます。その中で、昨年度の数値でございますが、耕作放棄地が46.5 haございます。そのうち、農地にすぐ戻せる耕作放棄地が25.4 ha、樹木等が生え農地にすぐ戻せない耕作放棄地が21.1 haあります。中でも、水田における耕作放棄地は少ないのですが、管理の大変な畑については耕作放棄地が多く、特に大淀地区の畑地帯に多くの耕作放棄地が見られます。

町といたしまして、この畑地帯に農地集積を図り、一体的に活用を図れるよう、また町の特産物など栽培できないか、取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 以前、大淀の南区で荒廃農地を戻した事業がありましたが、現在どのような状況になっているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 議員が申されておりますのは、平成24年、25年度に耕作放棄地再生モデル事業で実施した、大淀南区の町道大淀役場坂本線横の農地のことについてと思われまます。当時は、樹木も生えるような状況で、畑を農業委員会が中心となり耕作できるような状況に戻し、当該年度には、ヒマワリ、ナノハナを植えさせていただきました。翌年度より認定農業者において白ネギが作付されております。昨日も私、現場のほうに行って確認をさせていただいたんですが、現在も白ネギが作付されているような状況でございます。

その後でございますが、昨年、当該地区の耕作放棄地の活用について、有機農業の野菜を作りたいという町外の農業者さんから相談ございました。役場としても、候補地の検討や自治会、地元農家の皆様の紹介や、計画実現に向けて協力を行わさせていただいたところでございます。

しかしながら、複数の農地にまたがるため、多くの地権者様の協力を得なくてはなりません。畑の土作りにも相当時間を要する中で、調整に時間を要したところ、伊勢市のほうで計画に適した農地があるということの中で、また地元の理解が得られないところから、事業がそこで中止になってしまったようなところがございます。これらについても、その時期やタイミングなど、様々な要因がありますし、致し方ないことではございますが、残念な結果となってしまいました。

また、これに限らず、今後も具体的な案件があれば、役場としても可能な限り協力しながら、耕作放棄地の活用を推進していきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） では、以前のような耕作放棄地再生モデル事業を再度実施できないのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今ご質問いただきました、平成24年、25年に実施させていただいた事業でございます。こちらの事業につきましては、名称的には変わっておりますが、事業自体は継続されております。ただ、ちょっとハードルが高くなりまして、対象地域が10 ha以上というような採択要件となっております。厳しい条件が設定されているような状況でございます。

町といたしまして、この耕作放棄地を負の遺産とするのではなく、面的に農地を確保できれば有効な資源となることから、効率的な活用の方法を模索していきたいと考えております。

現在、複数の農家さんから、この耕作放棄地を集積して面的に整備を図れないかというようなご提案もいただいております。一朝一夕にとはいきませんが、あらゆる機会、可能性を捉まえ、関係課と協議連携を図りながら、耕作放棄地解消に向けて取り組んでいきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） それでは、その放棄地を農業法人や担い手への仲介の考えはありますか。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。

個別に耕作放棄地の紹介依頼があった場合、農業委員会のほうで随時情報提供を行っております。

先ほどもございましたが、現在も、町内外の農業者さんから耕作放棄地を活用した農作物の栽培を検討したいというようなご相談をいただいております。候補地の紹介をする中で、ご検討していただいております。

また、全体的な耕作放棄地の解消に向けても、農業委員会が中心となり、11月に実施する農地パトロールで現状を把握し、農地所有者に耕作放棄地の解消に向け、働きかけさせていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） この件につきましては、積極的な取組を要望いたします。

それでは、次に、空き家に付随した農地や集団付近の農振区域外、いわゆる白地に耕作放棄地がよく見受けられますが、農地取得の制限緩和の考えはありますか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 議員のほうから、農地取得の規制緩和についてご質問いただいたというふうを考えております。

議員のおっしゃるとおり、農地につきましては、50a以上の農地を明和町の場合、経営していなければならないという下限の面積要件、いわゆる5反要件というのがございます。ご指摘のとおり、この5反要件というのは、都道府県で設定をさせていただいているものでございまして、地域の実情に応じ、各地域の農業委員会で独自に設定が可能となっております。

全国的には、全体の約65%程度で農業委員会で独自の面積を設定されており、少しずつ規制緩和が進んでいるようでございます。今後の情勢を注視しながら、農地の適切かつ効率的な利用の確保のため、農業委員会と慎重に協議検討を図っていくということで考えておるような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） それでは、町外からの転入の場合、農地を持っていない方もみえると思います。住宅とセットの場合のみの緩和など、限定して制限を緩和していくことで、農業者の確保、農業の振興を図っていく考えはありますか。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 近年、都会から地方に移住して農業を営む、田舎暮らしといったようなライフスタイルが注視されております。コロナ禍において、これをきっかけに自給自足のスローライフを求める人が増えてきているとも聞かせていただいております。しかしながら、実情といたしまして、これまで明和町に寄せられた移住定住の相談の中で、空き家とともに農地を探しているというような声は聞かせていただいております。すぐさま規制緩和が必要な状況ではないのかなということで考えているような次第でございます。

また、仮に農地を持たない移住希望者から就農の相談があった場合には、利用権設定という形で農地を借りて耕作することが可能なため、比較的、活用の容易な耕作放棄地を紹介するなど、対応が可能と考えております。

いずれにいたしましても、今後の情勢を注視しながら、農業委員会と慎重に協議検討を図っていく必要があると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） いずれにしましても、農業委員会と協議を図っていかなくてはならないということですから、近々の農業委員会に議題として取り上げていただくことはできませんでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 私、産業振興課長と農業委員会事務局長も兼ねさせていただいております。議員、申されるように、田舎暮らしされたい、生きがいということの中で、家庭菜園とか、そういう場合もあろうかというふうに考えておるような次第でございます。

つきましては、次回の農業委員会定例会にそういうような意見を聞く場を設けられないかということの中で、農業委員会の会長、また会長代理と協議を行わせていただきまして、そういう各農業委員さん、農地最適推進委員さんから意見を聞くような場を設けさせていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） それでは、その協議結果のほうを教えてください。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

排水路維持管理についてお伺いします。

県営圃場整備事業の幹線・準幹線排水路の維持管理について、土地改良区との調整はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 幹線排水路の維持管理につきましては、6月議会でもご質問いただいたかというふうに思っております。

明和土地改良区、合併前の旧土地改良区の段階で、各土地改良区に幹線1本

については町が維持を行うという取決めで、定期的に浚渫等を実施させていただいております。その後の幹線排水路、底張り工事等が終えて、管理が明和土地改良区で実施されるようになって、現在に至っているような格好でございます。

明和土地改良区は、毎年、要望書の提出がございまして、この案件については上位で要望いただいているところでございます。今まで農業排水路の浚渫のみで工事を実施することが、そういう補助事業のメニューがございませんでしたが、そのため町単費で対応させていただいております。最近になりまして、緊急自然災害防止対策事業で一部の浚渫が認められるようになってまいりました。町といたしましても、県の町村会を通じて当事業の適用拡大を要望しているところでございます。

事業手法を考え、土地改良区と十分に協議をして実施させていただきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 今まで、課長の言われましたように、改良区と共に創意工夫され、維持管理をされていることはお認めします。

旧土地改良区と町との取決めは一体いつ頃されたんですか、お伺いします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） この件につきましては、自分もひもとかさせていただいて、ちょっと確認をさせていただいたところなんですが、昭和55年4月にこういう取決めを旧の下御糸土地改良区、上御糸土地改良区、大淀土地改良区、齋宮土地改良区、明星土地改良区、この5つが組織をしております明和町土地改良連絡協議会、こういうところとそういう協議をさせていただいております。

それ以降、いろいろと協議をさせていただいております、底打ちをさせていただいたら改良区へ戻させていただくとか、そういうことを決めさせていただ

だいているような状況でございまして、平成17年度にこの5つの土地改良区が明和土地改良区に一つにまとまっているわけですが、その経過を現在も引き継いでいるというような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 私の属している明星地区が地形上、幹線排水路の根元から2つに分かれ、準幹線排水路が大仏山の方向に向かっております。現在の取決めでは、この準幹線排水路は改良区の管理となっております。下流部では幅6m、途中の県道部では3.5m、最上流部でも1.8mあります。通常断面は、最上流部になりますと、この数分の1になるのが普通であります。県営の大仏山運動公園の水を受けることにより、このような大きな断面になっております。

また、これにより堆積土も多くなっております。これを土地改良区の管理で行っていくのは、大変無理があると思っております。

また、聞くところによりますと、海岸部の大淀、また下御糸地区では、潮位の影響を受け、維持管理が困難なところ、また齋宮地区では排水路の構造上の問題で維持管理が困難なところがあると聞きます。

40年も前に決められた取組では、農業形態も大きく変化している現在、当時決められた管理区分を見直すべき時期ではないでしょうか。どのようにお考えですか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 今言われておりますように、明星地区におきましては、幹線排水路、準幹線については改良区さんで管理していただいて、また下御糸地区、濱田とか大きな排水路がございしますが、そちらについても地元さんということで、なかなか地元さんで対応しきれていないのが実情かというふうを考えております。この案件につきましては、毎年、明和土地改良区から要望をいただいております。

昨年来、こちらの排水路につきまして、浚渫等を実施できないかということ

を検討重ねさせていただきまして、先ほど申し上げております緊急自然災害対策防止事業、こちらにおきまして一部のmが認められるようになってきたというところでございます。

本年から、農業農村計画事業の中の計画の中へ、明和土地改良区一円の排水路を入れさせていただきまして、何らかの格好で工事ができないかということの中で、要望をさせていただいたような状況でございます。

ただ、この幹線排水路、どこの所管かというふうなお話になってまいりますと、この排水路、明和土地改良区、今言われておるだけでも相当の幹線排水路がございます。これのどこから手をつけさせていただくか。また補助残、負担金をどこからどれだけ持ってくるか。それで、排水については町が余分に負担もせなあかんというふうなことも考えております。そういう状況も含めた中で、事務的に詰めさせていただかなあかんような課題もございます。

また、近々に明和町土地改良区から、今年も10月に陳情ということの中で、このご要望聞かせていただく機会もあろうかというふうに考えております。今後、この所管も含めて、今の言われております事務的なことを含めさせていただく中で、明和土地改良区と協議の場を持って決めさせていただきたいというふうに考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 明和土地改良区イコール組合員は、明和町の農業経営者、また今は農業経営者も少なくなつて、非農家が土地を持っておる者として改良区と共に維持管理を行っているような状況ですんで、くれぐれも改良区と親密に協議を持ち、そして、発展的な結果を生み出させていただきますよう、よろしくをお願いします。要望といたします。

それでは、次の質問に移ります。

現在、明和中学校第2グラウンドは、北側を走っている排水路の調整池機能

を有していますが、維持管理はどのようになっているのでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 明和中学校第2グラウンドの雨水排水については、現在サッカー部が使用しております北側のグラウンドが調整池の機能を果たしており、北側を走る道路側溝、排水路に向けて設置しているゲートから放流をしております。

ゲートの開閉については、常時閉めた状態にしておりまして、大雨時でも排水路へは流さず、グラウンド内に雨水をため込みます。雨がやみまして、天気が好転してからは、河川の状況や放流先の排水路の状況を確認しまして、影響のない範囲で排水をいたします。

これらの管理につきましては、教育委員会教育課で行っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） 現在の排水は、北側の排水路に放流し、笹笛川に放流していますが、町営住宅下流部では、住宅開発が活発に行われ、排水がかなり増えてきたのではないかと考えられます。

第2グラウンドに小学校等が建設されるのには、現在のような調整池機能をもたらすことができないかと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、小学校区編成推進室長。

○小学校区編成推進室長（中瀬 基司） 令和8年4月に開校及び開園の予定をしております小学校放課後児童クラブ及び認定こども園の整備について、この整備を機に、現在、北側に流しておる排水を南側の町道大淀役場坂本線の排水路につなぎ込むことを計画しております。

来年度以降の予定になりますけれども、現在、検討委員会において策定を進めております基本構想を基に行っていきます設計の作業によりまして、土地利用計画が定まってきてから、改めての流量計算を行った上で、必要な措置を講

じていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

松本議員。

○2番（松本 忍） では、現在改修工事を進めず、消防署北側の排水路に接続をしていくのですね。分かりました。

排水の悪い公民館駐車場等の周辺とのことを考慮して計画に入れ、設計をよろしくお願ひしたいと思います。要望としておきます。

それでは、最後の質問に移ります。

獣害対策の状況についてお伺いします。

最近の捕獲状況はどのようになっているのでしょうか。教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 松本議員の質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 有害鳥獣の駆除状況につきましてご質問いただきましたので、ご報告させていただきたいと思います。

昨年度の実績でございますが、昨年度の駆除の実績につきましては、猟友会によります駆除数といたしまして、イノシシが22頭、カラス等の鳥類が50羽となっております。また、箱わなの貸出しによりまして、アライグマ等の中型獣類駆除数が124頭となっております。

本年度におきましては、8月末の現時点におきまして、猟友会による駆除数として、イノシシ3頭、カラス等の鳥類が8羽となっております。また、アライグマ等につきましては、アライグマ11匹、ハクビシン4匹、その他イタチ等の中型獣害を11匹、26匹捕らさせていただいているような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 現時点でイノシシの捕獲数が3頭ですね。鳥類が8羽ということは、昨年よりかなり少なくなっているかに思います。イノシシの頭数がどれだけ減ったかというのは分からないと思いますが、捕らえる側の人数、つ

まり猟友会の皆さんの人数の推移を教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 猟友会さんの会員数でございますが、こちらにつきましても、令和元年度が21名、2年度が19名、3年度が17名と減少傾向にあるような状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） それだけ猟友会の皆さんが減ってくるとは、捕獲する人数が減ってきた、それも一つの捕獲数の減につながるのではないかと思います。

それで、現在わなの取得の補助率が2分の1ということで聞かせてもらっておりますけれども、これから捕獲する人を増やすために、助成のほう、全額補助にする考えはいかがでしょうか。お聞きします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 失礼いたします。明和町の第6次総合計画でも、鳥獣の被害対策の推進ということで、新規猟友者の免許取得者数を増やそうということで計画をさせていただいておるところでございます。

現在、議員言われますように、わなの免許取得にはおおよそ2万円程度がかかるということの中で、1万円程度の補助をさせていただいているような状況でございます。この額、概ね半額ということで補助をさせていただいておるわけでございますが、わなの免許の取得を増やすには、この額の増額も含め、今後また考えていきたいというふうに考えているような次第でございます。

また、先般来ご質問いただく中で、町職員の狩猟免許の取得につきましても、ちょうど来年度も予算を編成するような時期になってきておりますので、公費で取得するようなことができないかということも含めて、検討させていただきたいと考えているような次第でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○2番（松本 忍） 全額といっても、1人当たり2万円程度のもので、何とかしてよろしくお願ひしたいと思ひます。また、町職員も公費でということですから、全額補助でということと同じですよね。ですから、全額補助のほうを本当に必ず実施していただきますよう要望いたします。

それで、町の職員さんは、何人これから取られて、わなの免許を取って確保に乗り出せるか分かりませんが、本当に町長、いろいろと農作物の被害等増えていますので、町職員の皆さんの活躍を期待しております。

それでは、最後にコロナ禍の一刻も早い収束を祈りまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で松本忍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊豆 千夜子） その間、消毒お願ひします。35分まで。

（午後 2時 21分）

（午後 2時 35分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 中井 啓悟 議員

○議長（伊豆 千夜子） 6番通告者は中井啓悟議員であります。

質問項目は、「新型コロナウイルス対応と課題」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

(12番 中井 啓悟議員 登壇)

○12番(中井 啓悟) 議長より許可をいただきましたので、事前に通告させていただきました、新型コロナウイルスの対応と課題という内容で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

町長は、町民の皆様の生命と財産を守るため、今年度の施政方針の締め言葉として、子どもたちが未来に向け、夢と希望を持ち、町民の皆様が安心して明和町に住み続けたいと思っただけのまちづくりに向けて取り組んでいきたいとおっしゃられておられます。

これを踏まえ、町としてどこに目線に向け、何を一番優先し、大切にしているのか、その辺りのことを中心に幾つかお聞きいたします。

皆様もご承知のように、新型コロナウイルスはいまだ猛威を振るっており、収束の見通しも立っていない状況の中、変異ウイルスであるラムダ株の市中感染の可能性が示唆されており、県は8月14日に明和町を含めた7市8町のまん延防止等重点措置の適用を政府に求め、また8月25日には、三重県に対し、8月27日から9月12日までの間、緊急事態宣言が発令されることとなりました。

このような状況の中、8月初旬から明和町の感染者が増え始め、8月7日には中学生の感染が判明し、その後、10名程度のクラスター、数十名の濃厚接触者へのPCR検査など、実施されたかと思えます。

7日の中学生の感染が判明して以来、関係保護者や同居家族に対し、PCR検査の詳細情報など、スムーズな連絡ができたのか、情報錯綜などの混乱はなかったのか、検査実施までの期間、その間の生徒及び保護者、同居家族の対応など、どのようにされていたのかをお聞きいたします。

○議長(伊豆 千夜子) 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

教育長。

○教育長（下村 良次） 新型コロナウイルス感染症の三重県における感染者は、8月以降急増し、8月20日からまん延防止等重点措置の適用、そして、8月25日には緊急事態宣言の発令が決定され、8月27日から9月12日の間で緊急事態措置が実施されております。

明和町におきましては、この期間中も連日感染者が発表されている状況です。

小中学生につきましては、クラスター関連で8月8日から14日までの間、毎日のように感染発表がございました。この間、同居家族や関係者等へどのような対応を行ったのか、その際、情報の錯綜等はなかったのかというご質問をいただきました。

児童生徒、またその家族に陽性確認や濃厚接触者の認定があった場合、保護者の皆様には、学校または園へ、そして、土日祝日等につきましては、教育委員会へ連絡いただくようお願いしております。教育委員会は、基本的に保護者からの連絡により感染状況を確認し、この連絡が遅れている場合は、保健所から健康あゆみ課を通じて連絡を受け取ることになりますが、情報の処理や対応が遅れるため、保護者の皆さんには迅速にご連絡をいただくようお願いをしているところです。

感染内容等につきましては、保健所が関係者に聞き取り等を行い、濃厚接触者等の特定をしますが、現在この作業が遅れてきており、学校等でもこれらの調査を行い、候補者リストの作成に協力するよう、文部科学省からガイドラインの送付があったところです。各自治体の教育委員会とも、こうした場合の体制を今現在整備をしているところでございます。

8月7日から14日頃までの中学校に関する対応につきましては、保健所の聞き取り等が済み、内容が確認された段階で、県からの公表の前に了解もいただいた上で、中学生保護者に一斉メールを配信させていただきました。また、夏休み中で学校への影響は少なかったのですが、中学生、クラブ活動が行われていたので、その保護者と関係者への連絡対応は中学校が緊急に行いました。

8月7日から9日の連休中は、感染者の通報受取り後に、教育委員会、中学

校とも、役場、学校に出向き対応に当たりました。今ほどの状態ではなかったのですが、既に保健所は逼迫しており、調査をスムーズに進めるために、クラブ活動等での濃厚接触者、そして、接触者の検査に当たっては、中学校が検査キットを預かり、保護者や生徒への検査キット、検体の受渡し等を行いました。これにより、抗原検査、PCR検査を迅速かつ効率的に行うことができ、保健所からは中学校の協力に対して大変感謝いただいたところです。

感染者、またその保護者等には、その後も学校が連絡を取っており、特に心配はない状況になっています。検査を受けた中学生は全員陰性で、9月1日には登校しております。

現在は、その当時よりさらに保健所の業務が逼迫した状況であり、先ほど申し上げました小中学校での濃厚接触者等の特定等の調査が求められていますので、町教育委員会においても感染症対応マニュアルの見直し等も行うとともに、適正な対応ができるよう、小中学校、幼稚園保育所、こども園も含め、改めて体制を整備するよう考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

中井啓悟議員、再質問はございませんか。

○12番（中井 啓悟） 保護者や関係者、また学校や教育委員会でも、大変な混乱があったことと推測いたします。保健所業務が大変な中、先ほど教育長おっしゃっていただいたように、中学校が協力して臨機応変に対応していただいたということで、保健所のほうから感謝していただいたということで、今後しばらくは、まだ保健所の逼迫状態というのは続くと思います。

以前も、国からのコロナに関係する補助金で、観光客用のトイレ改修など、観光向けハード整備に予算をつける前に、コロナ禍で困っている方にお金を使うべきではと提案させていただいたかと思います。

改めて、今年度、恐らく残予算があると思いますので、例えば保健所対応のPCR検査キットの購入をするなど事前準備をしておくことで、学校はじめ、保健所を含めた各所の負担軽減につながると思います。様々な仮説を想定した

り、課題を見つけ出すことで時間とお金の無駄が省けることがあると思いますので、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

また、マニュアルについては、これまでのような事態が起きないことを祈るんですけども、厳しい状況においてもスムーズな活用ができるマニュアルの整備をよろしくお願いいたします。

短縮授業とは言え、夏休みが終わり、学校が始まりました。登校する生徒児童及び保護者関係者の様々な不安の声を聞きますので、さらなる感染防止対策の実施をしていただくことも、併せてお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

明和中学校生徒の感染は、県が8月12日に県内学習塾でのクラスターと発表しましたが、町内には幾つか民間学習塾があります。クラスターが発生した学習塾も十分な感染対策はされていたと思いますが、改めてコロナウイルスの感染力の強さに驚かされました。この状況を鑑み、町内学習塾、明和まなびの里などへ、現在の感染対策の状況を確認し、不十分であるならば、その指導や支援をされたのか、すぐに取り組むべき重要なことだと思いましたが、どのような対応をされたのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） ほかの学習塾、明和まなびの里などへの感染対策状況の確認についてのご質問ですが、ほかの学習塾につきましては、個々への確認は行ってはおりません。町民全体ではありますが、三重県が公表しております、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「三重県指針」バージョン12の内容を防災無線やSNSなどにより感染対策を講じていただくようお願いしているところでございます。

まなびの里につきましては、中学生の感染が確認される前の8月2日の月曜日まで行っておりました。その後、中学生の感染が判明した以降、休止とさせていただきます。これまでの感染対策としましては、公民館の来館時に検温や体調の確認、マスクの着用、消毒を行い、教室では十分な間隔を空けて換気

を行いながら勉強を行っていました。再開時には、塾生やサポーターの感染対策について、改めて注意喚起をいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○12番（中井 啓悟） 今、町内学習塾には確認をしていないということで、どのような行政事情があったのか理解しにくいところなんですけれども、明和町の子どもたちの安全が第一であるというところに軸足を置いていただきたいと思います。各所と連携することで、情報を共有することで新たな案が浮かんだり、今の対策が本当に効果的なのか、間違った情報での対策になっていないかなど、少なからずあるのではと思っております。

例えばですが、不織布マスクと比較してウレタンマスクの予防効果が低いこと、フェイスガード、マウスシールドにおいては、もうそれ自体の予防効果が低いということであったり、またこういうアクリルパネルなどのパーティション類は、浮遊エアロゾルやマイクロ飛沫などの換気を妨げ、感染抑止の能力低下につながることもあるなど、基本的な情報ではありますが、伝えることに意味があり、無駄ではないと思っておりますので、新しい対策を含め、子どもたちの安全を第一に考えた対応をお願いいたします。

次に、部活動の対応についてお聞きいたします。

私は、部活動は全面中止と聞いており、現にほとんどの部活は中止されていたかと思いますが、そのような中、陸上部だけは部活動をしていたと聞いております。部活自体がよかったとか悪かったとかいう話ではなく、生徒たちの感染リスクが高まってしまうということは容易に判断できます。他の部活動は中止にして、陸上部のみ部活動をしたのは、感染リスクよりも優先しなければならない事情があったのか、部員や保護者の希望があったからなのか、誰がどこでどのような基準で判断したのか、また今後同じようなのが起きた場合に、今回と同じような対応をされるのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 中学校の部活動についてですけれども、8月7日に生徒の陽性が判明した段階で、学校のちょうど閉校期間に入るということもございまして、全クラブの活動中止を全保護者に16日まで中止ということで連絡をいたしました。

その後、連日感染者が発表される状況を踏まえまして、クラブの停止期間を8月22日日曜日までに延長し、マメールにて連絡を行いました。議員、質問ございましたように、その際、陸上部につきましても、毎年のことなんですけれども、ほかのクラブについては大体7月中にほとんど地域の大会は終わるんですけれども、陸上大会だけは23日、24日、この日が毎年の設定された日にちでございます。そのため、この日に地区の陸上大会があること、そしてまた陸上部に感染等の濃厚接触者等の検査の対象外であったこと、そういうことがございましたので、17日からは陸上部のみ再開をいたしました。

ただ、今議員が質問いただきましたような混乱が起こるということもございましたので、混乱なきよう、全保護者にこの旨、学校の考え方なりを伝えさせてもらったところでございます。

他の活動においては、3年生が大会を終え引退しておりますけれども、陸上部にとりましても、この大会が3年生の子どもにとっては最後の大会となっております。大会に参加する上で、もし競技の場合にけがをしてはいけないということもございまして、感染防止対策を十分に取った上で練習を実施したところではございます。

この判断につきましては、最終的には学校長によるものではありますけれども、実施に当たっては事前に教育委員会に報告があり、実施の理由や対策等も聞いた上で、教育委員会、私も全く同じ思いでございましたので、追認させていただきましたところではございます。

部活動実施の考え方につきましては、8月に一部更新されておりますけれども、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針というのがございます。この学校の部活動における留意事項により、一律に中止するのではなく、

感染状況に応じて、これまで以上に感染症対策を徹底し、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会の確保にも努める必要があると考えています。まん延防止等十分考慮した上で、判断もしていきたいと思っております。

結果的には、20日にまん延防止等重点措置が出されたこともあって、23日、24日の大会は中止となりました。そんな中でありますけれども、学校の関係者の校長先生はじめ先生方、何とかさせてやりたい、対策を講じてでも参加させてやりたいという思いの中、その思いを大切にしてもらっていたことは、子ども一人一人をしっかりと見ていただいているという意味では、大変私としてはうれしく思いました。

なお、部活動の中止期間につきましては、まん延防止等重点措置の適用等により9月6日まで延長し、緊急事態宣言の発令後は、措置期間の9月12日まで中止としています。現在は全ての部活動は中止しておる状況です。

今後は、部活動の中止も含め、学校内での感染症対策の徹底に努めるとともに、緊急事態措置解除後の学校運営、部活動の運営については、文科省の示す基準、そしてまた三重県の県立学校の基準に基づきまして、学びの継続、そしてまた学校活動が途切れることなく継続していけるよう、万全な対策を取りながら、9月ももう始まりました、スタートしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

質問ございますか。

○12番（中井 啓悟） 判断基準のちょっと線引きが分からないので聞かせていただきました。陸上部においては、大会が控えておったということと、検査の対象外であったということ、それから感染対策をされた上で学校長が判断されたということで、部活をするに当たり、これまで以上の上積み対策というのがどこまでされたのかなという、具体的に見たところ分からんので、ちょっと疑問も残るところあるんですけども、今回の対応について当否を問うものではありません。

今後、修学旅行や社会見学、遠足など控えている中において、昨年度、これに対してどうするのかという質問に対する説明で、既に予定を組んであるとか、キャンセル料が発生するというような事務的な印象を受けました。印象ね。そのような事情も一定理解いたしますが、事務的な事情と感染リスク、また先ほど教育長言われたような、3年生最後の大会であるとか、行事ごとには子どもたちが楽しみにしている気持ちというのが、様々な判断要素の中において、どこかで決断をしていただければなりませんけれども、主役は子どもたちであるということを第一によろしく願います。

次に、昨年6月議会の一般質問において、下井議員からコロナ禍における学童保育施設の課題について質問され、学童施設は小規模であるため、ソーシャルディスタンス確保のための予備施設の確保、また体調不良児童が休むための小学校での居場所確保について質問されておりました。

これにおいて、前向きな検討答弁をいただいておりますが、1年数か月が経過し、この危機的状況においてすぐに対応できるよう、当時、下井議員が危惧されていたことが起きております。

学校も夏休みを終え、短縮授業が始まり、学童保育を希望されている方も多くなると予想される中、下井議員が質問されて以降の1年数か月の取組の成果と保育の現状、希望者が増えているのかなど含めて、また慢性的なスタッフ不足の解消はなされたのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 昨年6月定例議会の一般質問におきまして、コロナ禍での学童保育施設の課題について、取組の成果と保育の状況について答弁させていただきます。

昨年度の答弁では、定員を上回る上御糸放課後児童クラブや斎宮放課後児童クラブにつきまして、利用者が定数以上となった場合は、学校の協力を得ながら特別教室などの利用を検討し、さらに対応が必要な場合は、就労確認による利用調整や閉園した幼稚園施設の利用を検討する答弁をいたしました。

今年度の各放課後児童クラブの利用、登録状況は、大淀では28名、上御糸60名、下御糸18名、斎宮107名、明星62名、修正7名、計282名が登録されております。国が定める放課後児童クラブの設置基準による、児童1人につき概ね1.65㎡以上の面積を確保されている施設が、大淀、上御糸、下御糸、明星の施設となっております。

斎宮放課後児童クラブにつきましては、定数を超過しておりますが、今年度、一番多い利用が99名で、施設面積の174㎡に対し、1人当たりの面積は1.75㎡となり、設置基準の1.65㎡以上となっております。

しかし、学校の新しい生活様式では、マスクをした上で2m以上の間隔を取るなどの運用が示され、この対策を行うと、部屋及び職員の確保が困難となり、大半の児童クラブでは受入れができなくなります。

このことから、定数内での保育は、児童クラブ施設において体調管理や検温、マスクの着用、手洗い、消毒、換気などを徹底し、できる限りの感染防止対策を取り、保育を行うようにしております。

今後、利用者が増えた場合、特に定数を上回る斎宮放課後児童クラブにつきましては、今後の状況をしっかり把握し、利用者が増加する場合、学校の協力を得ながら特別教室などを使用し、対応したいと考えています。

そして、体調不良のお子さんについての対応ですが、学校から児童クラブへ児童の体調管理の引継ぎと、体調不良になった場合、学校と連携し、保健室を利用する対応を取っております。

また、学校では、9月1日から10日までの期間につきまして、給食なしの短縮授業となっております。この期間での各それぞれの学童の利用状況は、大淀7名、上御糸31名、下御糸6名、斎宮56名、明星33名、修正4名、計137名で、登録の半数ほどの利用になっております。利用人数が少なくはなっておりますが、大きく間隔が取れない学童施設での昼食は感染リスクが高いため、学校に協力をいただき、学校の教室で昼食を取った後、学童へ移動するように対応しております。

そして、慢性的なスタッフ不足につきましては、現在、国が示す放課後児童クラブ運営基準による職員数は確保できております。14名の職員で、各施設の児童数に合わせ、対応しております。ただし、夏休みの期間は、長時間の保育により一時的に職員が必要となりますので、学校と連携し、学校の支援員に募集をかけ、期間限定で職員の確保を行いました。

今後も、利用状況をしっかり把握し、大幅な授業変更や利用者が増加する場合など、学童と学校との連携を図り、安心して利用できるよう取り組んでまいります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 分かりました。学校施設の利用や支援員さんにより、一時的ではあると思うんですけども、スタッフの確保、また感染対策も一定程度カバーしていただいていると理解させていただきました。

施設の規模ありきで、希望者が入れず断る状態になったり、過密状態にならないように、課題を明確にして今後の取組に期待するとともに、緊急事態宣言が延長されるとも一部報道でありましたので、臨機応変で柔軟な対応をお願いして、次の質問に移ります。

コロナウイルス対応や対策においての町のスタンス、立ち位置はどのように判断し、決定しているのかをお聞きいたします。

モニターのほうお願いします。

8月11日の明和町LINEの中で、斎宮きららの森に新しく東屋を建設しました、ぜひ遊びに来てくださいねと掲載されております。ちょっと小っちゃいので分かりにくいですかね。一番左側の真ん中ぐらいです。と掲載されております。同じ日の18時7分に町内で3名のコロナウイルス感染の情報提供がありました。

これと、その右側のほうがそうなんですけれども、これ、続けたLINEで

す。県では緊急警戒宣言が発出されています、感染防止対策の徹底にご理解とご協力をお願いいたしますとあり、13日には、「きゅんです！！たきぐん」の広告掲載があり、多気郡3町を巡って買物をしたレシートを応募することで豪華景品がもらえますよという案内で、外出を促すような内容です。多気町で遊んで、明和町で食べてと書いてあるんですけれども、またこちらも同じ日の16時50分に、町内でコロナウイルス感染の情報提供がありました。

町が考える感染対策の徹底とはどのようなことを指すのか。きららの森のような屋外ならいいのか、多気町3町の買物ならいいのか、どのような立ち位置で判断しているのか、その基準をお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 中井議員がおっしゃられるように、明和町の公式LINEにて、町内の方が新型コロナウイルスに感染された情報と、斎宮きららの森の建設された東屋の紹介、「きゅんです！！たきぐん」という事業の紹介を同日に発信をいたしました。

斎宮きららの森については、新しい施設が完成したことをお知らせし、また「きゅんです！！たきぐん」については、コロナ禍における新しい生活様式として位置づけられるマイクロツーリズム事業をご紹介をさせていただいたものでございます。

町民の皆様が、このコロナ禍の中で感染防止対策に取り組んでいただきながら、近場や身近な環境で気分転換を図っていただくなど、施設やイベントとして情報提供をさせていただいたものでございますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

なお、感染防止対策に関する基準などにつきましては、三重県が定める新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針や、三重県緊急事態措置などで示されている指針を基準にしておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 分かりました。県の基準を守り、情報提供、そちらを一番に考えた運営を今後もされていくんだなということで、理解をさせていただきました。

また、答弁踏まえて、当時はまん延防止等重点措置の適用が免れず、その状況から緊急事態宣言になるのではと取り沙汰されていた時期でもあった中において、感染対策をすれば近場で気分転換になるイベントに行ってもらっても構いませんよというような意味合いであると併せて受け止めさせていただきました。

私の感覚や判断がずれているのか、このコロナ禍で全町民の皆様がしんどい思いをされている中で、もう少し配慮のある掲載ができたのではと思っております。ここは再質問したいところなんですけれども、質問時間短縮の要請もありますので、もうしませんけれども、執行部目線の楽観的な判断になっていないのか、時と場合で都合のいい解釈や言い訳をしていないか、もう一度しっかり考えていただくよう要望させていただきます。

では、次の質問をさせていただきます。

これまで、コロナ感染者に対する誹謗中傷や某書き込みサイトに、コロナと関連づけた部落差別に関する心ない書き込みまでありました。これまで町として、県への働きかけや行政チャンネルや防災無線での呼びかけなど、一定の取組をされておりますが、このほかにどのような対策をされたのか、また今後の取組についてもお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 昨年度に明和町でも発生いたしました、コロナ禍での感染者等に対するSNSやデマなどの人権侵害に対する町の取組等について、ご質問をいただきました。

この事象の発生から啓発に係る経緯につきましては、既に昨年度に議員の皆様

様にご報告をさせていただきましたが、それ以降の対応も含め、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、昨年の7月にコロナウイルス感染者が町内で発生し、インターネットの書き込みサイトに、感染者に対する誹謗中傷のほか、地域に対する偏見や部落差別に関する書き込みが発見され、町は差別事象と認定し、各関係機関へ報告するとともに、人権問題対策本部で広報や啓発などについて検討を行い、議員の皆様にも報告をさせていただいたところでございます。

そして、町内や近隣市町においても、完全な偏見や先入観によるデマなどが流布されるようになったため、以降、啓発等活動を行ってきた内容を大きく6点ご説明させていただきます。

まず、1点目といたしましては、町民の皆様に向けた、広報めいわでの啓發文掲載や防災行政無線での啓発。

2点目といたしまして、あらゆる人々が屋外で目につくような啓発手段として、啓発ポスターを作成し、町内各公共施設や教育・保育施設への掲示及び各自治会へのポスターの掲示依頼、次に、町職員で秋に実施をしている町内事業所訪問での各民間企業へのポスター掲示の依頼、そして、公用車及び町民バスへの啓発マグネットステッカーを貼り、いずれも期限を設けずに、現在でも目につくようにしております。

3点目といたしましては、テレビやネットを使い、若い方々にも訴えかける啓発として、まず行政チャンネルにおいて政府作成のインターネットテレビを活用し、インターネットを使った人権侵害として啓発動画を放映いたしました。次に、町のLINEやホームページにおいて、SNSの適正利用や被害を被ったときなどの相談に係る特設サイト、これは総務省と法務省の共同設置でございますけれども、そちらの案内や、県や町の人権センターを含むリンク先の掲載を実施いたしました。

4点目といたしましては、毎年開催している連続人権講座では、差別や偏見の実体験者や関係者の講話を「インターネット上の差別を考える」といったテ

ーマでSNS等のインターネット上での差別や偏見を、もう一つは「今こそ問われる”ハンセン病”の教訓～コロナ禍で考える差別から」といった、コロナ禍における差別や偏見をテーマにして開催をいたしました。

5点目といたしましては、インターネットへの直接対応としまして、今回の差別や偏見が掲載されたSNSの書き込みサイト運営者への削除要請をいたしました。

6点目といたしましては、ネット上への人権侵害の解消に向けた国への依頼として、明和町議会からインターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書を昨年7月30日の臨時会で可決をいただき、国へ提出をしていただきました。そして、行政においても意見書と同様の内容で、国へ上申書を提出をいたしました。

さらに、これらの啓発等の活動以外では、これまで町内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の防災行政無線放送の最後には、必ず感染者及び関係者への誹謗中傷は絶対に行わないように、町内在住者の皆様へ働きかけるほか、ホームページやLINE等においても同様に、偏見や誹謗中傷への注意喚起を実施しております。

なお、町の新規採用職員や町内小中学校へ転任されてきた学校の先生への人権問題への啓発及び町職員に対しては、人権問題対策担当者に、主に同和問題を中心とした人権啓発を毎年実施しております。

また、今年度も連続人権講座は開催する予定であります。コロナ禍の中、定員は昨年同様、限定となりますけれども、うち1回は差別解消3法をテーマにして、町民の皆様に向けて講座を行うこととしております。

このたびのコロナ禍のインターネット内での誹謗中傷や差別事象につきましては、発言が残っているものにつきましては、今後も繰り返し削除要請を実施していきます。

なお、該当する掲示板のスレッドでのそれ以降の誹謗中傷などは、確認しましたところ、現在のところはないといったことをご報告申し上げます。

行政としましては、人権に関する問題の解決に向けて、啓発や周知等を継続して実施していくことが大切であると考えております。今後も人権問題の講演会や講座、イベント時や広報、SNSなどのあらゆる機会を通じて、持続性を保ちつつ、啓発等に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

質問ございますか。

○12番（中井 啓悟） 中には、面白半分で発言したり書き込んだりしている人もいるかと思えます。誹謗中傷、差別は、無意味に人を傷つけるということをしかりと理解していただくため、また今後このようなことが起こらないためにも、啓発啓蒙活動の必要性をより感じています。

今、大人社会でも、いじめ、妬みがはびこっており、行政も、議会議員をさせていただいている私自身としても、日々の言動を振り返って再確認する必要があるのかと思っております。私がこのようなことを言うと嘲笑する方がいるかもしれませんが、従来どおりの県への働きかけや公用車に貼るステッカーの新調、先ほどいろいろ言うた、ポスターであったり、広報めいわ、それからSNS等でのとかいうて、課長、言うていただきましたけれども、これらも重要で大切なことなんですけれども、新しいことに取り組んでいただいているという感じもあんまりありませんし、抜本的な改善につながるとは思えず、行政の自己満足以上のものが得られるとはあまり感じられないので、新しい発想と課題を見つけてしっかり手段化して取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

本日は、大きく3つの項目について質問させていただきました。

最初に、中学生の感染についての質問をさせていただきましたが、国や県、町といった自治体、またマスコミやSNS等などから様々な情報があふれており、一体どの情報が信頼でき正しいのか、ワクチン一つ切り取っても、専門家ですら接種の賛否が分かれております。

情報が錯綜する中、私たちが信頼でき、指針とされる可能性が高いのは、行

政からの情報だと思っております。教育委員会独断で決めるのではなく、また学校長に一任するのではなく、子どもたちや保護者の声をしっかりキャッチしながら、各所がしっかり連携を取って情報を共有していただいて、的確に判断していただいて、早期の発信に努めていただくようお願いいたします。

2項目めとして質問させていただきました、明和町LINEの掲載内容についても、不要不急の外出を控え、感染防止に努めてくださいという旨の発信があったと思えば、外出を推奨するような発信があったり、各課からの情報を事務的に処理しているだけで、このコロナ禍において町民の皆様への配慮が足りないように思います。このことに執行部内から指摘とか訂正を求める声はなかったのかと不安が残りますが、今後はこの辺りをしっかり留意した情報発信ツールの運営をお願いいたします。

3つ目の質問では、誹謗中傷、差別のことについて聞かせていただきました。

この新型コロナウイルスというものは、感染者やその家族だけではなく、様々な人間関係の悪化にまでつながることがあります。これらを踏まえ、町民の皆様への啓発啓蒙というものは、町として、私たち議会も含め、新たな発想や工夫が必要な時期に来ておるのかと思います。

旧態依然からの変化に恐れているだけでは改革改善は生まれません。このコロナ禍をきっかけに、現状に無駄や無意味がないのか、第一に考えるべきは自分たちではなく誰なのか、今の小さな決断のずれが将来向かう結果に大きく影響するので、遅きに失さない取組を進めていただきますようお願いいたします。私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。

しばらくお待ちください。

7 番 江 京 子 議 員

○議長（伊豆 千夜子） 7番通告者は江京子議員であります。

質問項目は、「コロナ禍における高齢者の実態」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

（7 番 江 京 子 議 員 登 壇）

○7番（江 京子） よろしくお願ひします。マスクを外させてもらいます。

皆様もお疲れのところと思いますので、早く終わりたいと思います。端的で明解な前向きなお答えをお願いいたします。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

爆発的な感染拡大が続く中、必死に治療に当たっておられる医療従事者の方々に心から感謝いたします。

では、今回はコロナ禍における高齢者の実態の1点で質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大による生活の変化が及ぼす高齢者の影響について、まず精神面での不安、ストレス、恐怖、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、生活の変化は、あまりにも今まで当たり前に行っていたことへの制限が重く、生活に支障を来すものになりました。

特に、高齢者にとってコロナウイルス感染に対しての不安は格別なものです。毎日テレビをつければ、まずコロナ感染情報から始まり、医療現場の大変な映像、重傷者、後遺症の話と不安を感じさせるものばかりです。それが既に1年半続いています。それは、つい最近まで、人生後半、楽しく過ごして旅行でもしてと楽しみにしていた人生計画でも、変更を考えなくては行けない状況になりました。自宅から出かけるのも減り、不安になる情報ばかりが流れ、精神面での不安、ストレスは大変なものだと思います。また、感染への恐怖は、一歩踏み出そうといった行動も止めてしまっています。

町では、健康あゆみ課の中にまるごと相談係がありますが、住民からのコロナ禍での相談はありますか。また、住民向けのまるごと相談係の広報はどのようにしているのか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員のご質問に対し、答弁をさせていただきます。

平成30年度の機構改革により、健康あゆみ課にまるごと相談支援係を設置し、高齢者福祉や介護、障害者福祉、児童福祉など、総合的な相談窓口として、これまでも様々な相談や支援を行ってまいりました。

住民の方からのコロナ禍での相談はありますかとの質問ですが、主なものとして、生活福祉資金の貸付け等の相談件数は、令和元年度が290件、令和2年度が1,123件、令和3年度が8月末現在で433件であり、コロナ禍の影響により相談件数は増加しております。

また、窓口の周知につきましては、チラシの配布を小中学校や幼稚園、保育所、こども園をはじめ、社会福祉協議会が行う地区福祉委員会や民生委員協議会、老人クラブや各種研修時などで行い、広報、ホームページ等にも掲載して広報に努めておるところであります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

江議員、再質問ございますか。

○7番（江 京子） 生活貸付け資金の相談が増えているということですが、生活が苦しくなったの相談が多いというふうに捉えました。

次に、運動不足による身体能力の低下の部分で質問させていただきます。

多くの高齢者は、自分の足で歩いて人生の終わりを迎えたい、なるべく人に迷惑をかけたくない、誰もがそう願う、町が主催する様々の健康によさそうな教室に参加していました。特に、おとなの元気体操は人気があり、いつもたくさんの方が来てくれていました。

ある高齢者夫婦が話してくれました。コロナウイルス感染拡大までは、健康は足からと思い、楽しくおとなの元気体操に夫婦で通っていました。ところが、

昨年の緊急事態宣言で中止になってから、ぱたりと外出することがなくなり、楽しんでいたたまの外出もなくなりました。初めのうちはあまり感じなかった足のふらつきを感じ始めたのが昨年の秋頃から。寒くなってきたのもあり、徐々に足の動きが悪くなり、つえがなくては体が支えられなくなってしまった、休まず通っていた体操教室の大切さを実感していると言われました。ただ、今再開していても行き怖さが先に立ち、なかなか行けないだろうと、寂しそうに話してくれました。

今、また感染拡大が広がる中、現状はどうなのか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） お尋ねの、おとな元気教室の参加延べ人数でございますが、平成30年度が6,157人、令和元年度は4,414人でしたが、令和2年度は2,677人で、昨年の緊急事態宣言下において、休止または縮小して実施させていただいたため、これまでに比べると減少したという状況でございます。

令和3年度7月末現在の参加延べ人数は652人で、感染予防対策を取りながら、内容の変更など、工夫をして継続して実施しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて参加を自粛される方もみえるため、減少していると思われまます。

今後も、引き続き感染予防対策を取りながら、教室のほうを運営してまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

○7番（江 京子） やはり再開しても、感染を怖がって参加を控える方が増えているというのが数字的にも見えてきました。

では、次に、対面での関わりの減少による認知症の進行についてお尋ねします。

高齢者の方たちは、皆さん自立して、それぞれ自分なりの趣味や活動に取り組みられています。ところが、そういった活動も、新型コロナウイルスの感染拡大で

一挙に中止しなくてはならなくなり、今までのような顔を合わせてのおしゃべりがなくなりました。いろんな場での発表会や慰問活動もなくなり、あんなに楽しく活動していたことへの意欲がなくなってきました。そうすると、1日中ぼおっと過ごす日が増えて、今まで元気な様子が一変した方に多く出会います。いかにいろんな場での出会いや笑顔、感動がコロナの影響で崩れてしまったのかが分かりました。

この1年半での認知症の相談件数はどうなっているか。また、介護認定の変更の件数は増えていないのか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 認知症の相談件数につきましては、平成30年度が60件、令和元年度が56件、令和2年度が73件となっております。また、長期間、医療や介護サービスにつながっていない認知症の人を早期受診や介護サービス等へつなぐことを目的として、認知症サポート地域包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員で、認知症初期集中支援チームを設置しております。この認知症初期集中支援チームの対応件数は、平成30年度が3件、令和元年度が3件、令和2年度が1件となっております。

また、介護認定の変更の件数につきましては、平成30年度が179件、令和元年度が176件、令和2年度が196件となっております。なお、介護認定の変更の件数につきましては、認知症のみが原因となっているばかりではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

質問ございますか。

○7番（江 京子） あまり数字の変化は見えないようですが、これから増えていくのではないかと心配になります。

では、次に、外出自粛による対人関係の悪化の高齢者についてお尋ねします。

多くの高齢者は、グループ活動など、趣味や楽しみを生きがいに友達付き合いをされています。みんなと一緒にだからできるし、続けられるし、楽しいと、

話の中でも笑顔いっぱいになられます。また、自分たちだけの楽しみにしないで、いろんなどころに出かけて行って見てもらい、子どもたちの笑顔から力をもらったり、誰かのために何かをしてあげたい、そんな優しい気持ちが高齢者の力の源になっているのです。

ところが、それもコロナウイルス拡大で打ち切り。あんなに毎週顔を合わせて一緒に練習していたのに、いくら電話やLINEで連絡し合っても、何でもないことで関係が悪くなり、悪口の言い合いになってしまった方からの相談の電話をいただきます。そして、自己嫌悪になっている方もみえます。

明和町も、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置に指定されました。さらに三重県全体に緊急事態宣言が出され、またいろいろな施設の利用ができなくなりました。ますます行動は制限され、コミュニケーションがうまく取れない高齢者が増えてくるのではないのでしょうか。

何か気持ちが楽になるような話題の提供は町で考えているのか、お答えください。できないでなく、できることを探していくべきだと思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在の感染拡大状況を見る中では、大人数が集まる会を持つことがなかなか厳しい現状であります。健康あゆみ課におきましては、10月31日の午後に介護予防講演会を開催する予定としておりまして、この中でコロナ禍でのフレイル予防についてご講演をいただき、少しでも皆様に元気に前向きに考えていただく機会になればというような内容も検討はしておりますので、いろいろな方向で取組を考えてまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 以前、ある介護施設で、ビデオ同好会の方が作られたDVDを放映して、施設の方たちに見てもらったことがあります。そのときには、

やはりそういうビデオであっても、そこの施設の方たちはとても喜んで見ていただきましたので、できれば、いろんなグループの活動をDVDなんかで撮ってもらったものを施設で見てもらおうというような方法もあると思いますので、これからもいろんな方たちと相談の上、前向きな楽しい出来事ができるようにしていっていきたいと思いますので、要望させていただきます。

次に、家庭内での高齢者虐待の現状についてお聞きします。

外出を控える人が増えて、家庭内が密になっています。テレワークで家にいる家族、コロナウイルス感染を恐れてデイサービスを控えて家にいる家族、コロナ禍での家族のバランスが崩れてきています。介護の負担が家族の重荷になってきています。家族内のストレスといらいらがたまってきています。高齢者の虐待の報告や相談件数が全国的には増えているという報告があります。明和町でのコロナ感染拡大前との今の違いはどうか、お答えください。

家庭内での男女共同参画的なものは進んでいません。その結果、家庭内での女性にかかる負担が倍増しています。まだまだ家のことも介護も、女性がするのが当たり前と思っている家族は多いのです。今まではいろいろなサービスを組み合わせて仕事に行けたり、家のことをしたりと、計画的にできていたことができなくなり、仕事を辞めて介護に当たっている人もいます。

暴力や虐待は絶対許されるものではありません。高齢者見守りネットワークの今の活動状況を教えてください。

反対に、介護する側への言葉での暴力や身体的な暴力もお聞きします。介護する側の負担の軽減こそが高齢者の虐待を減らす一番だと思います。町としてどのような取組があるのか、教えてください。介護者が肩の荷を下ろせるような取組があれば教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 高齢者の虐待の相談件数ですが、平成30年度が13件、令和元年度が12件、令和2年度が11件でした。うち高齢者の虐待と認定された件数は、平成30年度が2件、令和元年度が3件、令和2年度が2件で

した。また、感染拡大前と比べて、特に大きく増えているということはございませんでした。

次に、高齢者見守りネットワークの今の活動状況ですが、民生委員の方や自治会長様など、地域の関係機関から、高齢者の虐待相談も含め、高齢者独り暮らし世帯や高齢者夫婦世帯に関する多くの相談をいただき、相談内容によっては個別ケースのケア会議にご出席いただき、引き続き、見守り活動をお願いしているところでございます。

介護者の負担の軽減につきましては、地域包括支援センターにおいて、家族介護教室や介護者健康教室、脳の健康つながりサロン、認知症カフェと申しますが、など、当事者や介護しているご家族を対象とした教室を開催しており、日頃の悩みなど相談ができる場であるよう取り組んでいるところでございます。また、ケアマネージャーと連携する中で、必要時には地域包括支援センターの職員が各家庭を訪問して対応しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございませんか。

江議員。

○7番（江 京子） 報告があんまり変わっていないと思って、安心はしてはいけないと思います。もっとネットワークを広げ、例えばヘルパーさん、ケアマネさん、いろんな近隣の人たちのネットワークを密にしてほしいと思います。

今、本当に老老介護も増えていると思いますので、介護者さんとその介護を受ける方と一度話してあげるといような、そんな取組もしてほしいと思いますので、これも要望とさせていただきます。

次に、コロナ禍における詐欺被害についてお尋ねします。

外出自粛で家にこもりがちになり、テレビとスマホがお友達になっている高齢者の方が見えます。

詐欺被害の状況はどうなっているか、お聞きします。警察との連携はどのようになっているか、お答えください。

何しろ、電話の向こうの手口はすごいです。優しく話しかけてくれて、コロナ禍で人のおしゃべりが減っている高齢者にとっては、とても優しい言葉でいろいろ話しかけてくれるので、引っかけやすいと思います。そこら辺、数としてどんなふうになっているか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） コロナ禍における詐欺被害について、お答えをさせていただきます。

明和町内における令和2年度と令和3年度の7月末までの町内における詐欺被害について、松坂警察署からの情報によりますと、令和2年度はゼロ件、令和3年度は1件のオレオレ詐欺が発生したとのことです。

なお、警察との連携につきましては、松阪管内で特殊詐欺のような事件が発生をしますと、松坂警察署からメールやファックスでその概要について、また松阪地区生活安全協会からも注意喚起情報などが提供されることになっております。

これを受けまして、町としましても、防災行政無線やSNSを使って、また三重県警が作成しました特殊詐欺被害防止動画を行政チャンネルで放送するなど、啓発、注意喚起を行っております。

今後も松坂警察署や松阪地区生活安全協会と連携し、様々な機会を通じて注意喚起等を行っていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 詐欺被害は、本当に全国的にいろんな手口を使って増えているので、これからもネットワークを強化して、警察と連携を取ってほしいと思います。よろしくお願いします。

次に、今後の新型コロナウイルス感染拡大に対する町としての高齢者支援についてお尋ねします。

明和町が目指す「健康づくりと介護予防」、「めざそう！いっしょに！わたらしい生活！」を推進するためにも、今コロナ禍で活動が止まり、元気をなくしている前期高齢者の方たちの元気を取り戻し、健康を維持してもらうのが、介護される人を減らし、介護保険料の抑制にもつながるのではないのでしょうか。

盛んに行われていたいきいきサロンの活動も、今お休みのところが増えていきます。一度、お休みしてしまうと、また始めるのにはとても力と時間がかかります。リーダー的な人を助けてくれる生活支援コーディネーターさんは、今何人体制で活動しているのか、お答えください。

せっかく、地域に根ざした60か所近くもあるいきいきサロンをもっとみんなが通いやすくするためにも、そして、もっと幅広い年齢層の集いの場所にするためにも、生活支援コーディネーターと共にコミュニティソーシャルワーカーの体制づくりをお願いします。

今、町には専任のコミュニティソーシャルワーカーさんは何人みえますか。教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在生活支援コーディネーター事業につきましては、明和町社会福祉協議会に委託しております。2人体制で地域のサロン活動の支援等を行っていただいております。

町におきまして、専任のコミュニティソーシャルワーカーはおりませんが、先ほど申し上げました生活支援コーディネーターの2名がその役割を担っているというところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 明和町におきましては、仕事の兼務をされている職員さんが多いと思います。仕事の兼務を減らして、専任のコミュニティソーシャルワーカーの配置をお願いしたいと思います。

令和4年度には、開設予定の成年後見サポートセンターの仕事も増えるし、そのためにも、専任のコミュニティソーシャルワーカーの起用をぜひお願いしたいと思います。

また、今PCR検査が受けられる状況がとても難しくなっていると言われていいます。住民の方々の安心にもつなげるためにも、抗原検査ペン、このような抗原検査のキットなどの配布をお願いしたいと思います。

実は、私も先週体調を崩し、1日寝込みました。微熱ではありましたが、コロナではないかととても不安でした。たまたま以前購入してあったこの抗原検査のキットがあり、自分で簡単にできて、陰性であったので、とても安心できました。コロナ対策は、不安になっている住民の方々にいかに安心を取り戻せるかだと思います。住民が求めている本心を量り、行動につなげていってほしいと思います。

国からのキットの支給はわずかな数ですので、町の予算で配布を強くお願いいたします。町長のお考えはいかがなものか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） PCR検査、濃厚接触者の方についてのPCR検査のほうで、健康に特に問題がない方については検査もしないということでやってきております。その対応をどうしていくかということは考えていきたいとは思っておりますが、全員に配るといって、町民さん全員に配るといって話になると思っていますので、なかなかそれはちょっと難しいのかなと思っています。濃厚接触者に対する部分については、ちょっと検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） できれば、住民全員に配ってほしいと思いますが、やはり体調に不安がある人が希望されたときには、そういうキットをちゃんと町で持

っていただき、すぐ渡していただけるような体制づくりを要望していきたいと思っておりますので、お願いいたします。

今回、私が相談を受けた高齢者の方々は、今までふだん元気に活動されている人ばかりです。ふだんは、もっと高齢な方の相談を受け、話の聞き手として活躍してくれていた人たちなんです。ですから、自分が辛くなっても、自分のことで相談する機会も意識もなかった人たちです。でも、コロナが全てをストップしてしまい、どうしてよいか分からなくなったと話してくれる人もいます。コロナ禍を楽しむなんて到底できない、アイデアも浮かばない状態です。今後、コロナが続くと、確実に認知症の人が増え、介護を必要な人が増えるのではないかと、とても心配します。

先ほども申しましたが、できない発信ばかりでなく、住民を巻き込み、できることを探す取組を作ってほしいと思います。そういう取組を作っていただくのをとても強く要望いたします。

最後に、高齢者が安全に安心して使える施設の整備についてお尋ねします。

コロナが収まり、元の活動ができるようになったときの高齢者の方が使いやすい施設の見直しをお願いします。

今、高齢者の方が一番困っているのがトイレです。町の施設はどこも和式トイレが多く、バリアフリー化が進んでいません。中央公民館や総合体育館のトイレの改修工事の計画はありませんか。お答えください。

今回モニターに乗り遅れたので、手製のパネルでいきます。

これは総合体育館のトイレ、それからトイレに下りるための階段、それから、アリーナの客席の雨漏りの状態です。

総合体育館は、町には文化会館がありませんので、総合体育館をいつも高齢者の人たちも文化会館の代わりとして、芸能大会やいろいろなものに使っています。ところが、総合体育館のトイレが一番使い勝手が悪く、危ないトイレと言われています。また、地下にあるので、とても換気が悪く不衛生に感じます。誰もが安心安全に使用できるトイレにすべきだと思います。

また、災害時、総合体育館を避難場所や役場の代替え場所にするのであれば、空調設備の設置も併せてすべきだと思います。停電時にも大丈夫な総合体育館、武道場のようなガスの空調設備は必要と思います。

この間、写真を撮るために総合体育館に行って驚いたのは、さっきの客席の雨漏りでした。たしか国体を明和町が成人男子ソフトを受けると聞いたときに、そのときはもう客席の雨漏りがあったので、何とか修理できないかという質問をさせていただいたと思います。その後、修理で直ったというような報告を受けていましたが、それは指定管理の範囲内での修理であって、3か月、6か月で一遍に駄目になり、今は大雨が降ると、そのまま放っておけば客席から滝のように雨漏りがするというような状況だそうです。また、客席の間の段差のところにひび割れができていまして、ひび割れからも水が吹き出るような状況になっていると聞いています。

やはり、避難場所として使うのであれば、とても大切だと思いますので、その点どんなふうを考えているのか、お知らせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 中央公民館、総合体育館のトイレのまず状況ですが、中央公民館は、20基中、和式が13基、洋式が7基で、洋式トイレが3分の1程度になっております。総合体育館は、全部で13基中、和式トイレが10基、洋式トイレが3基で、全体の4分の1程度です、洋式トイレが。この洋式トイレ3基のうちの1基は多目的トイレで、先ほどの階段下ではなくて、平面の下りやんでも行けるところに今はございます。いずれの施設も和式の便器が多い現状で、現在具体的な計画はないんですが、やっぱり高齢者や足腰が不自由な方も利用いただきやすいように、和式から洋式への改修を検討する必要があると考えております。

総合体育館の洋式トイレの割合が特に低いんですが、これは聞くところでは、利用者の方、特に女性の方が和式を好まれる傾向があって、洋式化のニーズがあまりないようなことも聞いております。利用される方が比較的若い方が多い

ことや、汗をかいた状態等で洋式トイレを利用することに少し抵抗がある方もあるようです。しかしながら、全ての利用者が不自由なく利用いただくため、洋式トイレを一定数確保することは必要ですので、便座の消毒等も十分配慮しつつ、一定数のトイレの洋式化について検討していきたいと考えております。

中央公民館につきましては、利用者の年代層等から、さらに洋式への改修が必要と考えますので、もう少し洋式トイレを増やすような改修工事の実施を検討していきたいと考えております。

それから、総合体育館の空調設備ですが、災害時の避難場所となっておりますことから、議員が言われましたように、柔剣道場につきましては、ガス燃料を動力とする空調設備を昨年度整備したところです。この整備につきましては、L P ガスをバルク容器にて貯蔵しまして、災害時に停電があっても3日間は空調は使用できるものです。事務所や会議室等も冷暖房完備で、自家発電設備も設置されておりますので、避難所としての機能は整っていると考えております。

役場庁舎の代替施設としてアリーナを使用する場合は、暑さ寒さ対策を考える必要がありますが、アリーナ全体の空調設備の整備となりますと、非常に多額の費用が予想されます。今後、再編小学校の建設など見込まれまして、町財政も大変厳しい状況でございまして、空調設備以外の対策も含めて、災害担当の総務防災課と協議していきたいと考えます。

それから、先ほど写真で見せていただきました雨漏りなのですが、アリーナの後ろの観客席のところ、ここの雨漏りが、もう結構体育館が平成元年にできて、それから30年以上経つ中で、大変老朽化してしまして雨漏りが出ております。応急的な対策は何度もやっけていまして、町でもやっけていますし、指定管理のほうでもやっけていまして、一旦は止まるんですが、やっぱり長くもたないというような状況があります。

それから、前回7月に臨時会で補正も認めていただきました、ロビーから正面の奥の雨漏りも今年ございまして。やっぱり、そういうことで抜本的な改修が必要であると考えておりまして、現在、公共施設の長寿命化計画の策定業務

委託の中で、総合体育館のそういう改修について計画をしております。

ですので、特に防水改修の部分につきましては喫緊の課題ということで、また新年度予算でも計上するような方向で進めていきたいというふうに私どもも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問、江議員。

○7番（江 京子） やはり災害時の避難場所に使うというふうに、一番大きな避難場所でもありますので、きちんとした施設整備をしてほしいと思います。

また、トイレに関しましては、手すりが両側にしかついていませんので、本当に高齢者の方、怖がりながらトイレに下りているのをよく目にしますので、それは昔建てた頃は、体育館は元気な人が使うもんやというふうに思われていたかもしれませんが、いろいろ多様性ということもありまして、誰もが使える施設にしていかなくてはいけないと思いますので、この何もない時期に整備していくのが、高齢者だけでなく、全住民の安心安全を守るためにも、一番大切なことだと考えております。

今回の行政報告でも、町長は、町民皆さんが安全安心に日々充実した暮らしを営んでいただけるようにというふうにおっしゃってございました。災害はいつ起こるか分かりません。住民の皆様のためにも、みんなが安心安全に暮らしていけるためにも、これからの町長の決意をどんなふうに考えてみえるか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） いろんところで、体育館のこともいろいろありますけれども、必要な改修とかはやりながら、防災とか減災に備えた、いろいろな整備は考えていきたいというふうに思っております。

各課、それぞれいろいろなところに施設持っておりますし、課題たくさんありますけれども、どこを先にやっていくか、一遍にできればいいですけども、いろいろなこと考えながら、優先順位も含めながら考えていきたいというふう

に思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 町長には、住民の安心安全生活を一番に考えて、これからも行政の運営に当たって行ってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で江京子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 54分）
